

国登録有形文化財（建造物）

旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画



平成29年2月

山形県新庄市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画の作成	1
2. 文化財の名称	1
3. 文化財の概要	1
4. 文化財保護の経緯	4
5. 保護の現状と課題	5
6. 計画の概要	7

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状	8
2. 保護の方針	28
3. 管理計画	38
4. 修理計画	38

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題	39
2. 環境保全の基本方針	39
3. 区域の区分と保全方針	39
4. 建造物の区分と保護の方針	40
5. 防災上の課題と対策	41

第4章 防災計画

1. 防火・防犯対策	42
2. 耐震対策	44
3. 耐風対策	45
4. その他の災害対策	46

第5章 活用計画

1. 利活用の基本方針	47
2. 公開活用計画	47
3. 活用基本計画	47
4. 実施に向けて	48

第6章 保護に係る諸手続

1. 保護に係る諸手続	49
2. 現状を変更しようとする場合の手続	49
3. 保存に影響を及ぼす行為に係る手続	50
4. その他の手続	50

資料編

保存活用計画策定の記録	53
保存活用計画策定委員会設置要綱	54
保存活用計画策定委員会名簿	55

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

- (1) 計画作成年月日 平成29年2月16日
 (2) 計画作成者 新庄市教育委員会

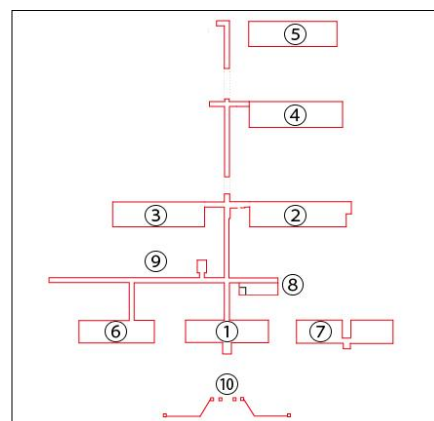


2. 文化財の名称

- (1) 名 称 旧農林省蚕糸試験場新庄支場
 (2) 員 数 10棟
 (3) 構 造

番号	名 称	構造及び形式
①	庁舎	木造平屋建、瓦葺、建築面積 259 m ²
②	第一蚕室	木造二階建一部地階付、鉄板葺、建築面積 331 m ²
③	第二蚕室	木造二階建、鉄板葺、建築面積 306 m ²
④	第四蚕室	木造二階建一部地階付、鉄板葺、建築面積 306 m ²
⑤	第五蚕室	木造二階建、鉄板葺、建築面積 290 m ²
⑥	さんしゅけんさおよびさいせいほつがそくしんしつ 蚕種検査及び催青発蛾促進室	木造平屋建、瓦葺、建築面積 224 m ²
⑦	さんしゅれいぞうしつおよびさんしゅほごしつ 蚕種冷蔵室及び蚕種保護室	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺、建築面積 284 m ²
⑧	しゅくちよくおよびこづかいしつ 宿直及び小使室	木造平屋建、鉄板葺、建築面積 93 m ²
⑨	わたりろうかおよびべんじょ 渡廊下及び便所	木造一部鉄骨造平屋建、鉄板葺、建築面積 390 m ²
⑩	おもてもんおよびへい 表門及び塀	表門 コンクリート造、間口 7.4m 塀 コンクリート造、総延長 30m

- (4) 所 在 地 新庄市十日町6000番地の1
 (5) 所有者名 新庄市
 (6) 所有者住所 新庄市沖の町10番37号
 (7) 指定区分 登録有形文化財（建造物）
 (8) 登録年月日 平成25年3月29日



3. 文化財の概要

- (1) 文化財の構成 旧農林省蚕糸試験場新庄支場 10棟
 (2) 文化財の概要

旧農林省蚕糸試験場新庄支場は、昭和9年に山形県の新庄市に「農林省産業試験場福島支場新庄出張所」として開設され、同12年に蚕糸試験場新庄支場と改称された。約10haの広大な敷地面積を活かして蚕種の研究や桑の栽培等、戦中から戦後にかけて一貫して蚕糸業の発展に寄与し、市民からは「原蚕種」の名称で親しまれた。蚕糸研究機関が新庄市に建設された理由は、新庄市の

気候特性上、蚕種を製造するうえで問題となる微粒子病、カイコノウジバエなどの病虫害や凍霜害、台風などの自然災害の心配が少なく、蚕種を翌春まで保護することが容易であることと、東北地方でも日本海型の多雪地帯であることが多雪寒冷地域での桑栽培の研究に適していたからとされている。蚕糸業をめぐる諸情勢の変化や旧農林省の組織改革に伴い、昭和 58 年に農業生物資源研究所が設立。後は蚕・桑以外の農作物の原種保存や研究も行った。

新庄市は、平成 12 年 3 月、東北農業試験場畑地利用部畑作物栽培生理研究室新庄試験地の閉所後、同年 5 月に跡地の利用計画を策定するプロジェクトチームを発足させた。平成 13 年 6 月に「エコロジーガーデン基本構想」を策定し、国に譲与申請を行い、平成 14 年 2 月に跡地の譲与を受けた後は、同年 9 月に全敷地の内約 6ha を建造物群と共に一般公開を開始し、エコロジーガーデン「原蚕の杜」を開園させた。現在は、蚕糸研究機関としての歴史を伝える資料館としての公開を行いながら地域住民を対象とした産直・集会所・カフェ・イベント会場等を中心に活用している。

【主な沿革】

昭和 9 年 1 2 月	蚕業試験場福島支場新庄出張所として開設
昭和 1 2 年 2 月	蚕糸試験場福島支場新庄出張所に改称
5 月	蚕糸試験場新庄支場に改称
昭和 3 3 年 1 0 月	蚕糸試験場新庄原蚕種製造所となる
昭和 4 3 年 4 月	蚕糸試験場新庄原蚕種試験所に改称
昭和 5 8 年 1 2 月	蚕育種部原蚕種第一研究室に改組
昭和 6 3 年 1 0 月	農業生物資源研究所遺伝資源第二部植物栄養体保存研究チームに改称
平成 5 年 1 0 月	東北農業試験場作物開発部遺伝資源利用研究室に改組
	その後、東北農業試験場畑地利用部畑作物栽培生理研究室に改称
平成 1 2 年 3 月	閉 所



(3) 文化財の価値

(ア) 歴史的価値

- ・昭和初期に全国に建設された蚕糸試験機関の中で唯一、敷地環境と建造物が合わせて保存されている。また、かつて日本全国に配置されていた蚕糸試験場建築の標準様式であり、蚕糸研究機関の特徴が顕著に表れている。
- ・試験業務における技術、効率性の向上が痕跡として残されている。(間仕切蚕室から鉄骨大蚕室、移動式飼育棚レール使用の変化)
- ・解体された棟は多いものの、現存する棟は形態や設備が良好に維持されており、棟ごとの労働風景が思い描ける。

(イ) 文化・芸術的価値

- ・西洋風の要素を取り入れた昭和初期流行の和洋折衷デザインが取り入れられている。
- ・人目に触れる外観だけでなく、各部屋の換気口など細かい部分にも拘りのディテールが見られる。
- ・蚕室2階部分に見られる筋かいは蚕室ごとに少々異なり、構造的意味だけでなく、意匠的にも価値が高い。

(ウ) 技術的価値

- ・現在まで大きな腐朽なく良好に残されており、腕の良い棟梁が良質な材を用いて建設を行った証拠があらわれている。
- ・木造トラス構造を用いて大規模空間を作り出している。
- ・床下は全てコンクリート打ちとすることで、清掃・消毒の効率化と地面からの害虫対策が施されており、養蚕建築における技術と工夫がみられる。

(エ) 環境・景観的価値

- ・緑豊かな周辺環境に溶け込むような景観で、敷地全体が植生環境を含め建設当初を維持している。
- ・全棟の長手方向が南を向く、良好な日照条件である。
- ・壁に囲われた長廊下など、豪雪地帯である新庄の気候に対応した建築構成である。

(オ) 社会的価値

- ・試験場稼働当時は、我が国の養蚕をはじめとした農産業の発展に大きく貢献した施設であり、新庄市の雇用と農産業を大きく支えた存在でもある。
- ・閉所後も積極的な保存活用運動が行われ、周辺住民にとって大切な拠点のひとつとなっている。

(カ) 価値のまとめ

まず、かつて我が国を大きく支えた蚕糸産業の主要研究機関としての姿を良好に確認できる我が国唯一の建造物群であることが挙げられる。蚕の育成から原種の保存、それらに付随する研究において求められる建築的機能が、建造物の配置や意匠に顕著に表れていることから、我が国の蚕糸研究機関の概要と変遷を理解する上で非常に重要な建造物群である。

加えて、現存する各棟は非常に良好な保存状態にあり、建設時の良質な材の使用と質の高い施工を物語っている。これは国を代表する産業機関として相応しい建造物となることを目指した当時

の棟梁たちの技術力の象徴であり、蚕糸試験場の当時の社会的地位の高さの表れである。

また、建造物だけでなく、敷地を含めた環境・景観的価値も高い。蚕糸試験場建築の標準様式を踏襲してはいるものの、各棟を繋ぐ壁に囲われた長廊下、鉄板葺の蚕室屋根など、豪雪地である新庄支場ならではの雪に対する工夫が見られることから、地域独自の歴史的景観としても十分価値が認められる。

以上のことから、旧蚕糸試験場新庄支場は登録有形文化財登録基準(1996 年文部省告示第 152 号)の国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当すると認められる。

4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業の履歴

各棟は時代の変遷とともに用途別に改修されている。1960 年代の改修では、第一蚕室の 1 階が作業場に改修され、第二蚕室は車庫に改修されている。第五蚕室は、1980 年代に一階の廊下を撤去し内装の改修を行っている。さらに時期は不明であるが、第四蚕室の 1 階外壁がモルタル塗に改修されている。また第四蚕室を除く各棟は、いずれも 1 階の内部柱を取り除き、鉄骨フレームの補強がなされている。

(2) 活用履歴

平成 14 年 9 月	新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」開園 早稲田大学新庄バイオマスセンターオープン 産地直売所「まゆの郷」オープン
平成 15 年 4 月	新庄亀綾織伝承協会に庁舎資材庫の一部使用を許可
平成 15 年 6 月	特定非営利活動法人 NPO もがみに本庁舎事務室の一部使用を許可
平成 17 年 10 月	新庄市パークゴルフ協会に南側エリアの一部使用を許可
平成 18 年 4 月	新庄ひつじネットワークに庁舎交流室の一部使用を許可
平成 19 年 9 月	新庄ターゲットバードゴルフ協会が南側エリアの一部使用を開始
平成 21 年 11 月	最上地域有機農業推進協議会事務所を本庁舎内に設置
平成 22 年 2 月	北側エリアに駐車場と遊歩道を一部整備
平成 22 年 10 月	若者園芸実践塾「勇氣塾」開設
平成 24 年 6 月	施設の利用団体により交流拡大プロジェクト実行委員会を設立
平成 24 年 7 月	人員配置(緊急雇用事業)による日曜開館を開始

5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

(ア) 保存の現状

蚕糸研究機関として求められた機能（蚕の飼育、繭の作成、原種保管、原種検査、研究業務、事務など）を全て敷地内のそれぞれの棟に振り分け、各棟を木造平屋建ての廊下が繋ぎ、職員の動線を形成するものであったが、現在は宿舎棟を中心とした、職員の生活用施設群と廊下の一部が解体されており、建設当初の景観は失われているが、蚕室や庁舎、冷蔵室、検査室をはじめとした蚕糸研究機関として主要な建造物は外観・内観ともに状態良く保存されており、蚕糸試験場としての機能的側面を十分確認できる状態にある。

(イ) 課題

全体的に比較的良好な保存状態ではあるものの、部分的に部材の腐朽やクラック、雨漏りなどの不具合が生じている。棟によっては屋根の葺き替えや床面の張り替えなど随時、修繕をおこなってきたが、全体的に対応年数を経過したものが多く、文化財建造物の保護の視点から早急に修繕が必要な箇所が多い。

(2) 活用の現状と課題

活用については、平成14年にエコロジーガーデン原蚕の杜が開園して以来、新庄市は様々な利活用を行ってきた。敷地全体の利活用としては、地域の農作物や食料加工品、工芸品の販売会を中心としたイベント「kitokitoMARCHE（キトキトマルシェ）」を4月から11月の間に月一度開催、毎年8月にはアートイベント「kitokito 環境芸術祭」を開催しており、年々注目を集めている。また、イベント時以外も棟ごとに様々な活用を行っている。平成28年3月時点の主な利活用状況については以下に記述する。

①旧庁舎

蚕糸試験場当時の史料を公開する展示室として年中一般公開を行っている。また、エコロジーガーデン全体を管理する事務室・受付・会議室として活用されている。西側の一室では「特定非営利法人NPOもがみ」の事務室として機能している。

②旧第一蚕室

一階は「新庄ひつじネットワーク」の創作活動スペース（平成15年4月より）、管理者の作業用車両の車庫、報告会・勉強会の会場として利活用している。二階の利活用はイベント時を除いて利用されていない。

③旧第二蚕室

一階の一部は「新庄亀綾織伝承協会」の創作活動スペースとなっているが、イベント時を除きほぼ利用されていない。その他のスペースは敷地管理者の作業用車両の車庫、管理用機材の倉庫となっている。二階は一部物置となっていることと、管理者の車庫を通らなければ二階へ上がれる階段を利用できないことから、一般向けの公開は殆どされていない。

④旧第四蚕室

一階は工房、作業場として利活用され、平成27年8月にはカフェ「communeAOMUSHI」がオープンし地域住民の憩いの場となっている。二階は工芸品の販売や「kitokitoBOOKS」として老若男女が本を楽しめる場となっている。また、kitokitoMARCHEなどのイベント時には中心拠点

として機能している。

⑤旧第五蚕室

一階は産直所「まゆの郷」として利活用がされており、平成 24 年には年間売上 1 億円を達成するなど地域住民に愛される施設となっている。二階はまゆの郷の倉庫となっており、二階へはバックヤードの階段を通さなければ上がれないことから、一般向けの公開はされていない。

⑥旧蚕種検査及び催青発蛾促進室

西側の一室は空調完備の調理スペースとして一般市民に有料で貸し出しを行っている。

東側の一室は「最上地域有機農業推進協議会」の事務所として利用されている。

⑦旧蚕種冷蔵室及び蚕種保護室

利活用は全く行われておらず、一般公開もされていない。

⑧旧宿直及び小使室

研修室として地域住民向けの勉強会などに利用されている。

⑨渡廊下及び便所

渡り廊下は試験場稼働当時と同じように各棟を繋ぐ通路として機能しているが、平成 14 年頃（年代不明）、消防法に伴った一部解体工事によって廊下の分断が行われた為、廊下から廊下への移動は一度外に出る必要がある。

便所は試験場稼働当時と同じ機能となっているが、便器の数が少なく多くの人が集まるイベント時などには利用者にとって不便な状況にある。

⑩表門及び塀

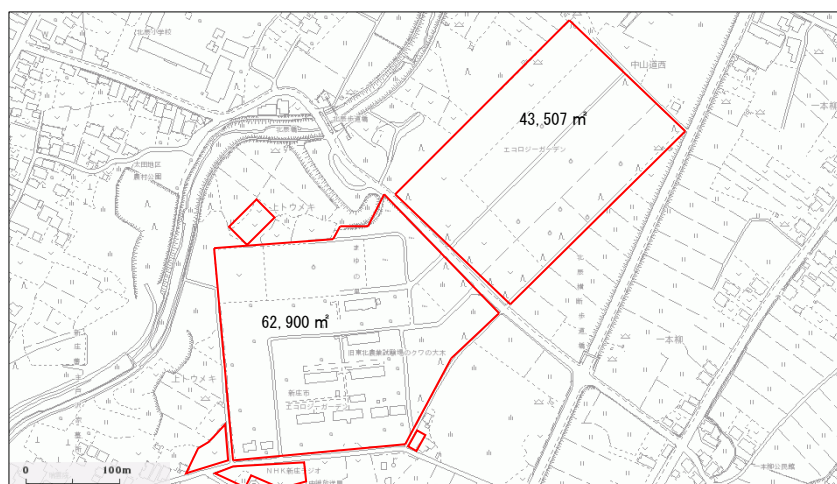
試験場稼働当時は、敷地の入り口である正門として機能していたが、現在は表門から庁舎車寄せまでの車両の進入が難しいことと、一般用の駐車場と主要な利活用施設が表門から離れて位置していることから、門としての利用はほぼされていない現状にある。今後、敷地全体の正門として活用されるよう検討する必要がある。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

当該文化財建造物本体の立地する旧蚕糸試験場新庄支場の敷地全体を計画区域とする。

設定区域	区域の設定内容
旧蚕糸試験場新庄支場の敷地（公有） 106,407 m ²	当該文化財建造物の保全と外観、利活用を促進する範囲



(2) 計画の目的

昭和初期に全国に建設された蚕糸試験機関の中で唯一、敷地環境と建造物が合わせて保存されている建造物群である。また、我が国の養蚕をはじめとした農産業の発展に大きく貢献した施設であり、新庄市の雇用と農産業を大きく支えた存在である。当時の建築様式を伝える文化財としての価値を損なうことがないように耐震補強と保存管理の方法を定めるとともに、市民が身近に使用することができる文化財建造物として、当該文化財建造物の性格を考慮したうえで、活用方法のあり方を検討し、文化財の保存と適切な活用の両立をめざす計画の策定を目的とする。

(3) 計画の基本方針

旧農林省蚕糸試験場新庄支場の当時の姿を保存することを活用の前提とし、当該文化財建造物の文化財としての価値の維持向上を基本として保存活用を図る。また、永続的な保存のため耐震補強を施すとともに、公開活用のための改修等についてもその方針について定めるものとする。

(4) 計画の概要

本計画は以下の5項目について定める。

- ① 保存管理計画…登録文化財である旧農林省蚕糸試験場新庄支場について、文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。
- ② 環境保全計画…旧農林省蚕糸試験場新庄支場の敷地内の保存環境の維持、整備の方針を定める。
- ③ 防災計画…旧農林省蚕糸試験場新庄支場の敷地内において想定される人的災害及び自然災害について、予防と対応の方策を定める。
- ④ 活用基本計画…旧農林省蚕糸試験場新庄支場の活用と公開について方針を定める。
- ⑤ 保護に係る諸手続き…保存管理計画、環境保全計画、防災計画及び活用基本計画に内容に即して、文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出、協議等の手続きを定める。

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

①旧庁舎

竣工年：昭和9年12月

構造・規模：木造平屋建、寄棟造、棧瓦葺

建築面積：259 m²

活用状況：事務室・資料室



■機能と意匠

試験場の玄関に該当する棟であり、主に事務作業や会議を行う場所として使用された。冬期（12月～3月）は蚕の育成・実験に不向きであるため、庁舎の職員室に集まり1年間の研究を基に資料や論文の作成を行った。部屋は玄関から背面廊下を経て左右各二室に至る左右対称の平面構成で、東と西で蚕担当室と桑担当室に分かれて業務を行ったとされる。南正面中央は切妻屋根の玄関ポーチがあり、南面二箇所、北面一箇所の屋根窓を設ける。小屋組みは木造トラス。外壁はモルタル塗で、窓額縁を塗出している。

■機能と意匠

【基礎】

地盤面から床までの高さが確保されており、また通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良い。外周部は立ち上がりを設けるが、間仕切り部については立ち上がり無く、大小様々な沓石で構成される。補強のための金物は錆が生じている上、木軸部は傾いているものもあり不安定である。小さなクラックが各所に見られる。

【軸部・小屋組】

全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良い。一部雨水の侵入によって部材の腐朽が見られる。

【軒】

北面を中心に、軒先部材の腐朽、軒裏の塗装のはがれが確認できる。

【屋根】

屋根は平成21年に葺き替えたばかりで状態が良い。

【外壁】

一部小さなクラックは見られるが、全体的に概ね状態は良い。

アルミサッシの水切り部分に錆が発生している。それに伴い窓回りに汚れが生じている。

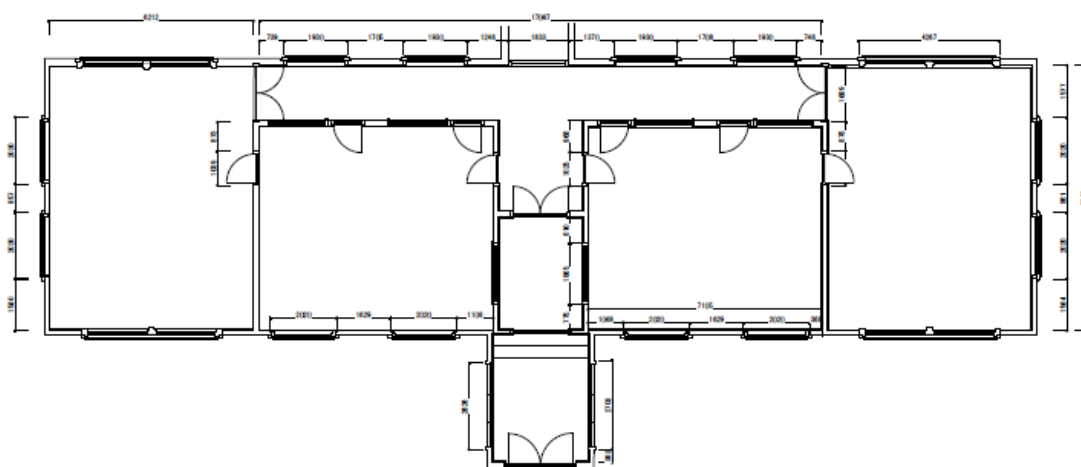
【その他造作等】

床部分は新材のフローリングで張替がされており、目立った劣化は確認できない。

玄関部分のクリンカータイルや、内部に用いられている建具は全てオリジナルで、状態は非常に良い。窓額縁はオリジナルのカーテンフックも保持しており状態が良い。玄関外側のタイルが一部剥落している。壁は巾木付近を中心に塗装の剥離や小さなクラックが見られる。

天井は全体的に塗装の剥離やクラック、染みが見られる。各室に設置されたドアクローザー、蛍光灯、スポット照明、玄関に設置の靴箱は全て新設である。

【旧庁舎平面図】



【東立面図】



【西立面図】



【北立面図】



【南立面図】



②旧第一蚕室

竣工年：昭和 10 年 10 月

構造・規模：木造二階建て一部地階付、切妻造、鉄板葺

建築面積：331 m²

活用状況：研修室・車庫・作業室



■機能と意匠

ボイラー室を利用した春・晩秋用蚕室で、一階は蚕を育成、二階は繭を作成するための上簇室、地階は貯桑室であった。外壁は一階が鎧下見板張、二階が漆喰塗。一階の旧蚕室には昭和〇年改修時の鉄骨が残り、東端に地下貯桑室への階段がある。貯桑室の壁上部には外部から桑葉を入れるための開口部がある。二階蚕室の筋交いは敷地内の蚕室にそれぞれ用いられている筋交いの内、唯一意匠が異なる。また、天井・床に換気口と荷揚げ口が残る。小屋組みは木造トラス、棟には換気塔が付く。外壁は一階が鎧下見板張、二階が漆喰塗。

■保存状況

【基礎】

布基礎で外周部および間仕切りに立ち上りを設けている。地盤面から床までの高さも確保させており、また通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良い。しかし、基礎躯体は改造によって間仕切部の多くが撤去されている。加えてクラックが各所にみられ、特に改修を行った個所から周囲に広がる形で見られる。表面を仕上げているモルタルの剥落も目立つ。鉄筋の有無は確認できていない。

【軸部・小屋組】

全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良い。1 階は鉄骨を挿入し間仕切り壁、柱を抜いている。一部外壁廻りからの雨水の侵入によって外周部の土台に腐れがみられる。2 階は全体的に状態が良く、部材同士を緊結する金物含め旧状を保持している。

【軒】

一部軒先部材の腐朽、軒先の垂下がみられる。

【屋根】

屋根葺き材には全体的にサビが現れている。

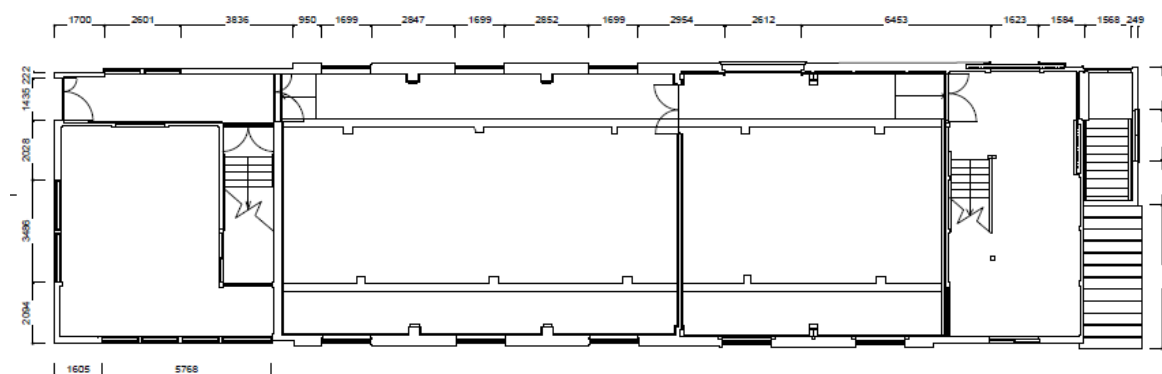
【外壁】

下部腰板は一部を除き良好である。上部塗り壁は東妻面に補修の跡と汚れが見られるが、全体的にクラック等は少なく状態は良い。

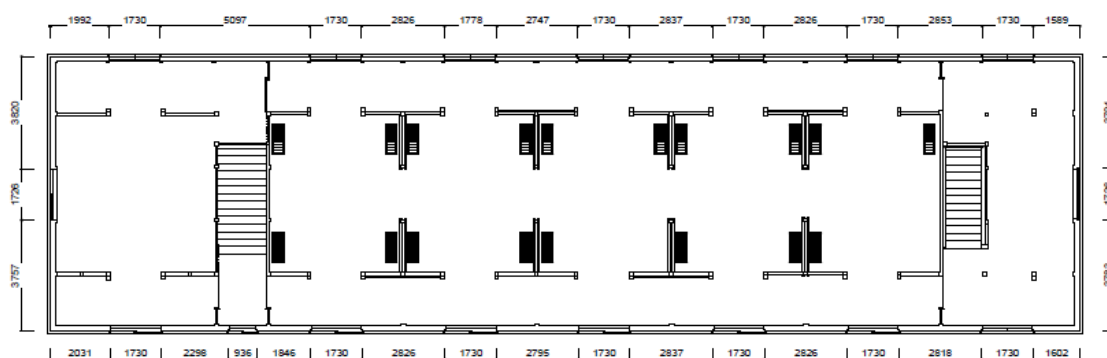
【その他造作等】

1 階については、床は多くが改造によって撤去されているが両端の室は腰壁、建具をはじめとしたオリジナルの内装が残っており、たわみ、腐れなどは見られず良好である。また内壁、天井、建具類も床同様改造が加えられている部分もあるが、現状では大きな破損はみられない。2 階については内壁・筋交い・建具を含めて全体的に状態良く旧状を保持している。一部、旧設の設備撤去による穴が壁や床に見られる。

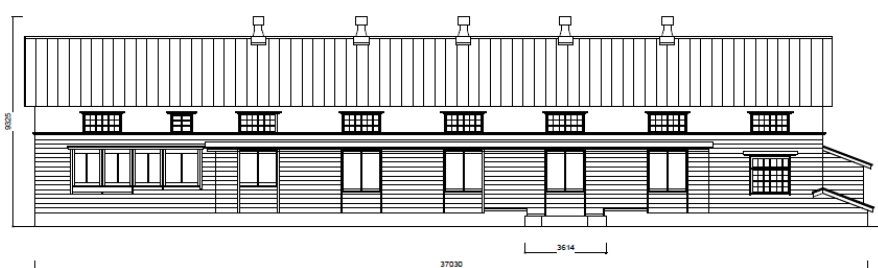
【旧第一蚕室一階平面図】



【二階平面図】



【東立面図】



【北立面図】



【西立面図】



【南立面図】



③旧第二蚕室

竣工年：昭和 12 年 3 月

構造・規模：木造二階建、切妻造、鉄板葺

建築面積：306 m²

活用状況：車庫・作業室・倉庫



■機能と意匠

比較的気温が高い時期に稼働する、ボイラーを利用しない夏用蚕室で、一階は蚕を育成、二階は繭を作成するための上簇室である。

一階の蚕室は昭和 44 年改修時に設けられた鉄骨と、移動式蚕架レールの痕跡が残る。二階の蚕室筋交いは旧第四蚕室・旧第五蚕室と同じ意匠であり、同様に天井・床には換気口と荷揚げ口が残る。小屋組みは木造トラス、棟には換気塔が付く。外壁は一階が鎧下見板張、二階が漆喰塗。

■保存状況

【基礎】

布基礎で外周部および間仕切りに立ち上りを設けている。地盤面から床までの高さも確保されており、また通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良い。北立面を中心に、クラック、仕上げのモルタルの剥落が見られる。

【軸部・小屋組】

全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良い。1 階は鉄骨を挿入し間仕切り壁、柱を抜いている。2 階も全体的に状態が良く、部材同士を緊結する金物含め旧状を保持している。

【軒】

一部軒先部材の腐朽、軒先の垂下がみられる。

【屋根】

屋根葺き材には全体的に錆が現れている。

【外壁】

下部腰板は修理が加えられている形跡もみられ全体に良好である。

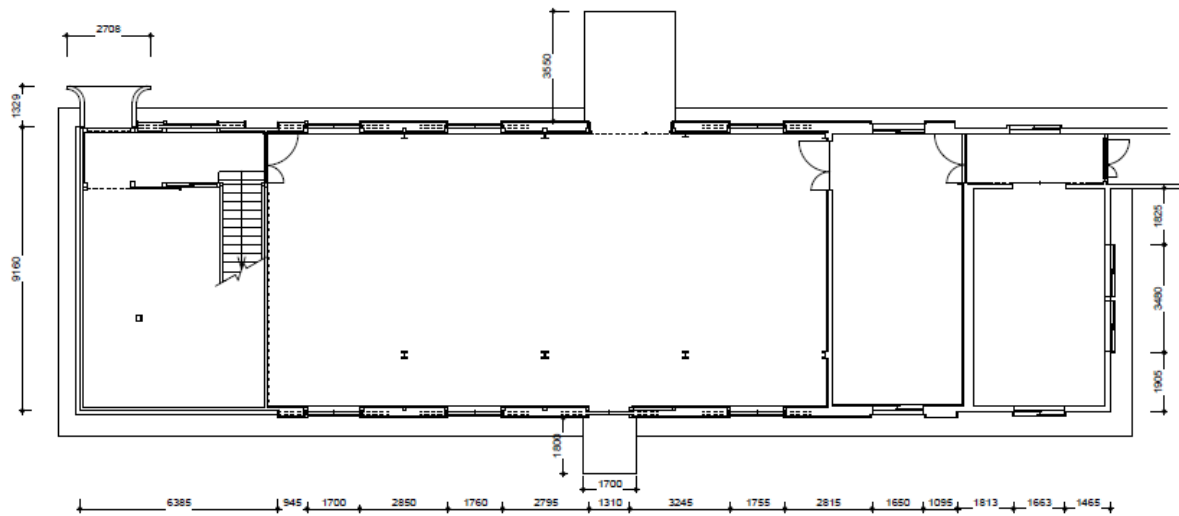
上部塗り壁にもクラック等は少なく状態は良いが、西妻面には大きなクラックが見られる。

【その他造作等】

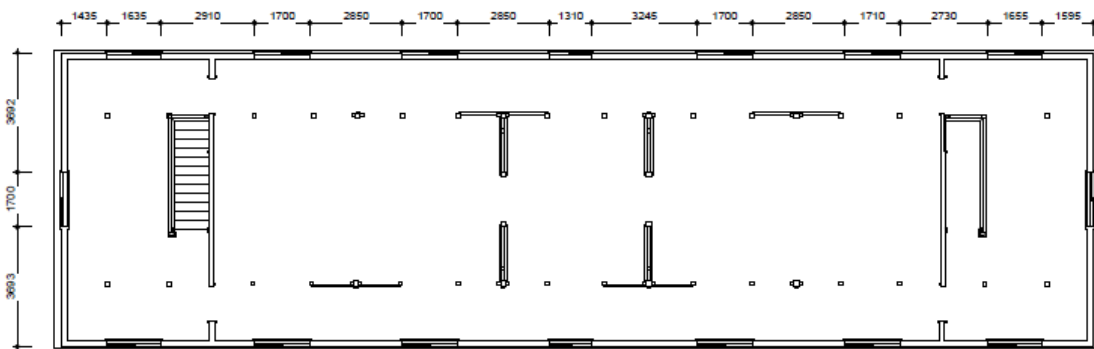
1 階については、床は多くが改造によって撤去されている。また内壁、天井、建具も床同様改造が加えられているが、現状では大きな破損はみられない。敷地内の蚕室の中では、最も多くオリジナルの建具を保持している。

2 階については内壁・筋交い・建具を含めて全体的に状態良く旧状を保持している。東側の階段部分は撤去され、床はベニヤ板で閉じられている。旧設の設備撤去による穴が壁や床に見られる。

【旧第二蚕室一階平面図】



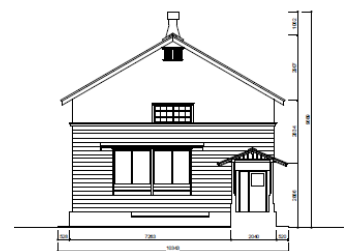
【二階平面図】



【東立面図】



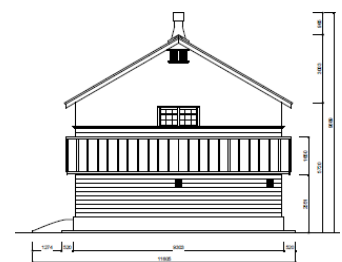
【北立面図】



【西立面図】



【南立面図】



④旧第四蚕室

竣工年：昭和 12 年 3 月

構造・規模：木造二階建、切妻造、鉄板葺

建築面積：306 m²

活用状況：事務室・資料室



■機能と意匠

比較的気温の低い時期に、ボイラー室を用いながら稼働する春・晩秋用蚕室で、一階は蚕を育成、二階は繭を作成するための上簇室である。昭和 58 年に農業生物資源研究所管轄の圃場管理室となり、一階部分はそれに伴う大きな改修が行われているが、鉄骨補強された他蚕室では見られない建設当初の間仕切り型蚕室のものと考えられる柱と、建具の痕跡が残る。二階の蚕室筋交いは旧第二蚕室・旧第五蚕室と同じ意匠であり、同様に天井・床には換気口と荷揚げ口が残る。小屋組みは木造トラス、棟には換気塔が付き、東端下屋には地下貯桑室への階段がある。外壁は一階をモルタル塗（昭和 58 年改修、建設当初は鎧下見板張）、二階は漆喰塗である。

■保存状況

【基礎】

布基礎で外周部および間仕切りに立ち上りを設けている。地盤面から床までの高さも確保されており、また通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良い。しかし、基礎躯体は改造によって間仕切部の多くが撤去されている。加えて外周部にクラックが目立ち、表面を仕上げているモルタルの剥落も目立つ。鉄筋の有無は確認できていない。

【軸部・小屋組】

全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良い。1 階は当初の間仕切りが一部残っているため復原は可能と思われる。一部外壁廻りからの雨水の侵入によって外周部の土台に腐れがみられる。また 2 階筋交いの金物に緩みがみられる。入側柱筋は垂下している。

【軒】 一部軒先部材の腐朽、軒先の垂下がみられる。

【屋根】

全体に屋根葺き材にサビが現れている。外周に廻る霧除けは破損が甚大で下地の補修、板金の葺き替えが必要である。

【外壁】

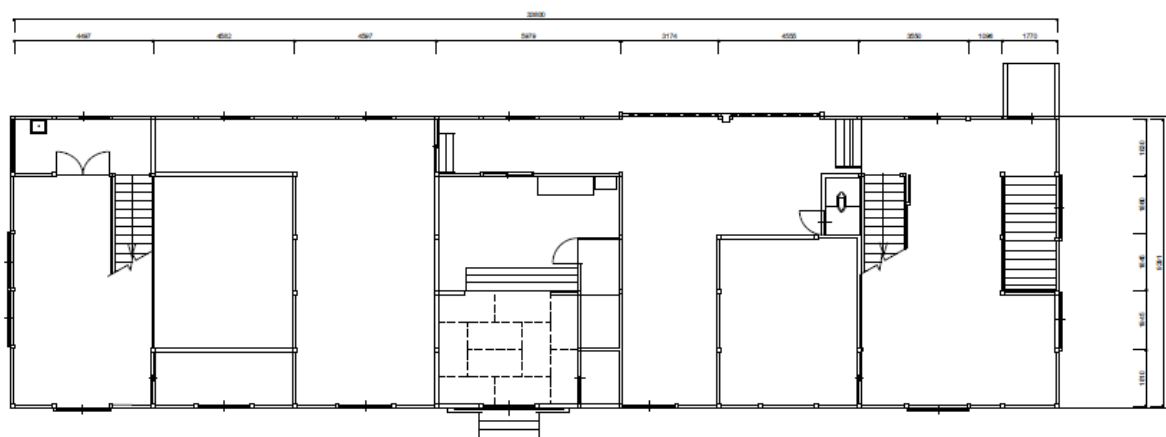
下部腰板は取り払われ現在はサイディング張りである。上部塗り壁は西側妻壁にクラックが多く、雨水の進入による軸組み材の腐朽が懸念される。

【その他造作等】

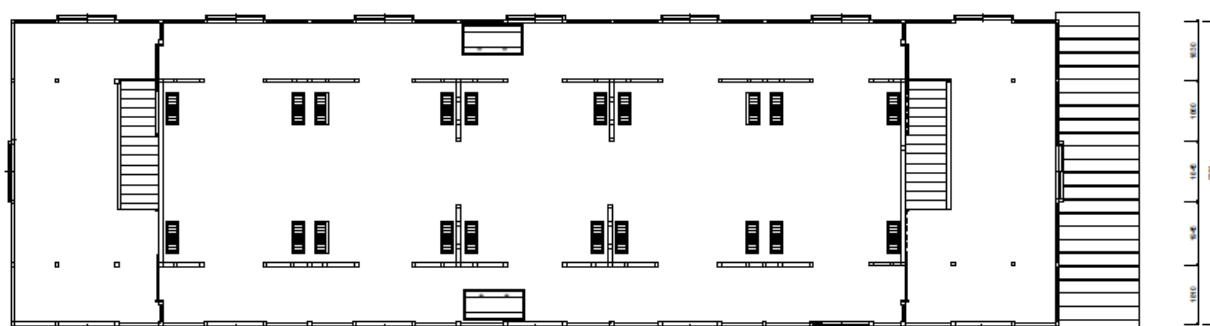
1 階については、内壁・床・天井が一部改造によって撤去されているが状態は良好である。建設当初の蚕室に設けられていたと考えられる間仕切りの痕跡を残しており、東西端に位置する個室は特に旧状を保持している。西側個室の建具まわりは雨漏りによる腐朽が見られ、降雨時には室内に水溜まりが発生している。これは西妻面壁内の軸組みにも影響が及んでいると考えられ早急な修繕が必要である。

2 階については、窓枠、木製建具は一部雨漏りによる腐朽がみられるが、全体的に旧状を良く保持している。一部、旧設の設備撤去による穴が壁や床に見られる。

【旧第四蚕室一階平面図】



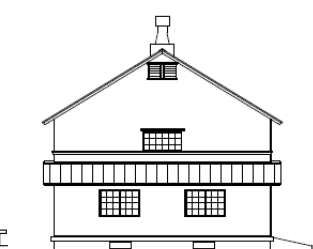
【二階平面図】



【東立面図】



【北立面図】



【西立面図】



【南立面図】



⑤旧第五蚕室

竣工年：昭和 12 年 3 月

構造・規模：木造二階建、切妻造、鉄板葺

建築面積：290 m²

活用状況：産直所まゆの郷 事務室 倉庫



■機能と意匠

ボイラー室を用いる春・晩秋用蚕室で、一階は蚕を育成、二階は繭を作成するための上簇室である（昭和 36 年時点では一階部分を農機具倉庫として利用していたとされる史料が確認できたが詳細は不明）。平成 14 年には一階部分は産直所「まゆの郷」オープンに伴い廊下部分を除き大規模な改修がなされ、当初の内壁・天井・鉄骨などの意匠は現代材料に覆われており確認ができない。外観南面中央には切妻屋根の出入口を設けるがこれも閉所後の改修に該当する。2 階は 1 階に対して旧状を状態良く保持している。蚕室筋交いは旧第二蚕室・旧第四蚕室と同じ意匠であり、同様に天井・床には換気口と荷揚げ口が残る。小屋組みは木造トラス、棟には換気塔が付く。外壁は一階を鎧下見板張、二階は漆喰塗である。

■保存状況

【基礎】

布基礎で外周部および間仕切りに立ち上りを設けている。地盤面から床までの高さも確保されており、また通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良い。しかし、基礎躯体は改造によって間仕切部の多くが撤去されている。外周部には小さなクラックが各所にみられるが概ね状態は良い。鉄筋の有無は確認できていない。

【軸部・小屋組】

全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良い。1 階に鉄骨を挿入し間仕切り壁、柱を抜いている。また 2 階入側柱筋は垂下している。全体的に雨漏りによる若干の腐朽が見られる。

【軒】

一部軒先部材の腐朽、軒先の垂下がみられる。

【屋根】

屋根は平成 24 年に葺き替えられたもので状態は良い。

【外壁】

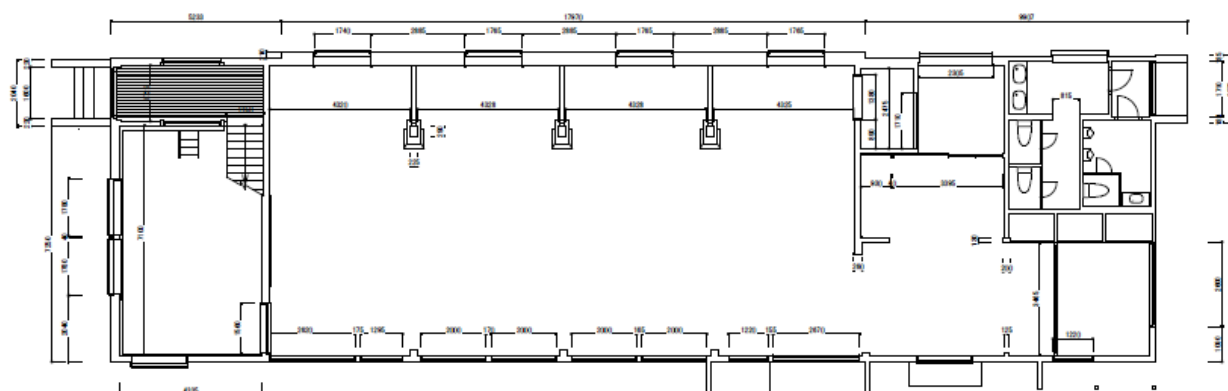
下部腰板は一部を除き良好である。上部塗り壁は西側妻壁にクラックが多く、雨水の進入による軸組み材の腐朽が懸念される。また、上部建具は全体的に塗装の剥がれが目立ち建具の腐朽が懸念される。

【その他造作等】

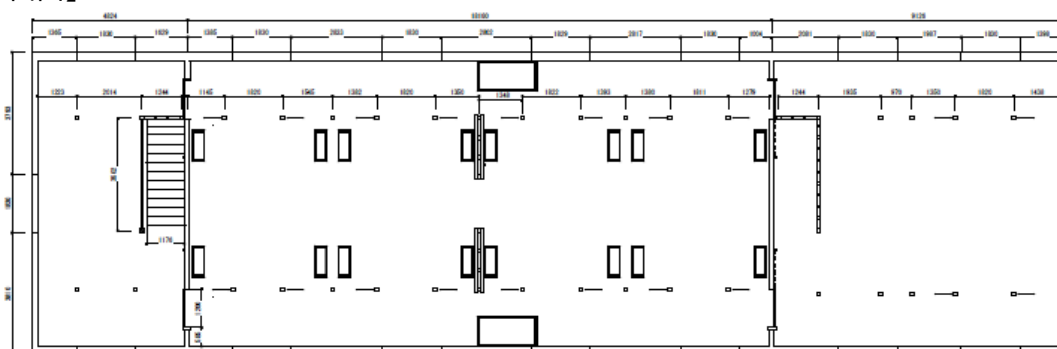
1 階については、床・内壁・天井・建具は多くが改造によって撤去・改造されている。内壁・天井は新材で概ね覆われた状態である。

2 階については、床はたわみがあるが、腐れなどは見られず良好で、概ね旧状を保持している。西側の階段は撤去されており床はベニヤ板で閉じられている。一部、旧設の設備撤去による穴が壁や床に見られる。一階の天井と二階の床の間には懐があり、一階の設備と天井パネルを梁桁から吊っているが、部材同士を緊結する金物は錆びており、中には外れているものも見られ危険な状態である。

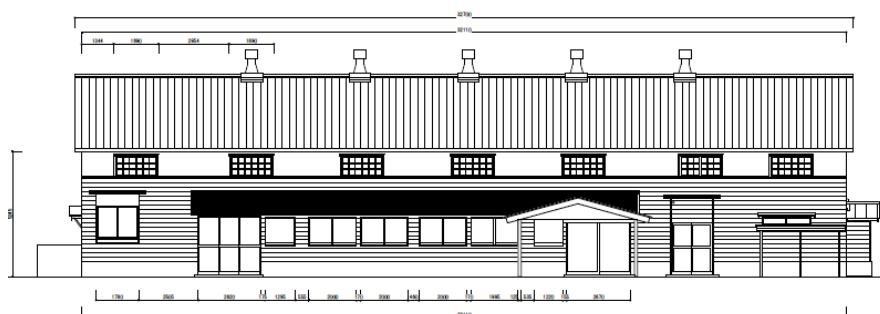
【旧第五蚕室一階平面図】



【二階平面図】



【東立面図】



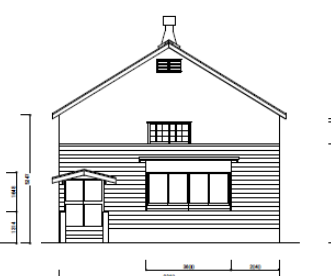
【北立面図】



【西立面図】



【南立面图】



⑥旧蚕種検査及び催青発蛾促進室

竣工年：昭和 9 年 12 月

構造・規模：木造平屋建、寄棟造、瓦葺

建築面積：224 m²

活用状況：調理室 事務室



■機能と意匠

蚕室で大量に採られる蚕の卵の殻をひとつひとつ剥き、顕微鏡で一匹ずつ微粒子病検査を行う為の検査棟である。微粒子病に罹った卵が一つでも見つければ、同時期に採られた大量の卵を廃棄しなければならなかったとされる。東側の小室と、西側の大室に間仕切され、東側の小室には更衣室と暗室が設けられていた。腰の羽目板張や天井の点検口、換気口など内装をよく保持している。南面二箇所、北面一箇所の屋根窓を設ける。屋組みは木造トラスである。外壁はモルタル塗で、窓額縁を塗出している。

■保存状況

【基礎】

布基礎で外周部および間仕切りに立ち上りを設けている。地盤面から床までの高さも確保されており、また通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良い。

【軸部・小屋組】

全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良い。一部雨水の侵入によって部材の腐朽が見られる。

【軒】

軒裏、軒先の部材に小さな塗装の剥がれが見られるが概ね状態が良い。

【屋根】

屋根葺き材の瓦は、一部欠けや剥落が見られる。

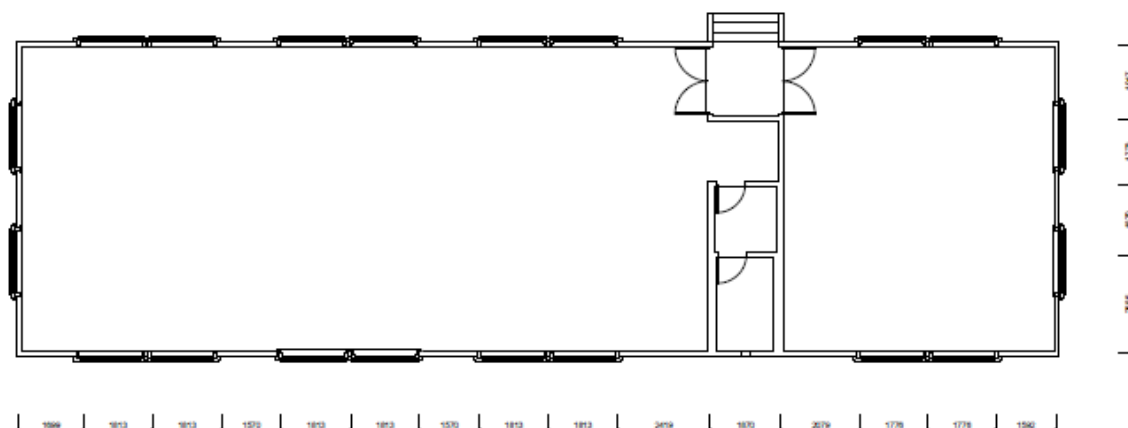
【外壁】

窓額縁の下部を中心に全体的にクラックが見られる。

【その他造作等】

床は新しい材料に張替がされ、調理設備・空調設備の完備に伴い一部材料の更新は見られるが、腰板、天井の換気口など全体的に旧状を状態良く保持している。ドアクローザー、蛍光灯、ブラインド、アルミサッシは全て新設だが、東側小室の建具はオリジナルである。

【旧蚕種検査及び催青発蛾促進室平面図】



【東立面図】



【西立面図】



【北立面図】



【南立面図】



⑦旧蚕種冷蔵室及び蚕種保護室

竣工年：昭和 9 年 12 月

構造・規模：鉄筋コンクリート造平屋建、切妻造、棧瓦葺

建築面積：284 m²

活用状況：未使用・未公開



■機能と意匠

蚕の卵を用いた実験と卵の保管を行う棟で、南側の出入り口正面から見て西側が蚕種冷蔵室、東側を蚕種保護室とし、中央部の玄関兼通路が二室を繋いでいる。南側中央の切妻の玄関は昭和 62 年の改修で増設されたものである。

冷蔵室では、西側の温度調整用機械室と南北両側の廊下の間に設けられた二列各五室の冷蔵庫で構成され、廊下と庫内は、一部ガラスが嵌め込まれた重厚な木の扉で隔てられている。建設当初は機械室の設備で庫内の温度を変化させることで蚕の卵の調整や実験を行っており、機械室に現存する冷凍機は試験場稼働当初から用いられていたものである。

冷蔵庫については主に北側五室を低温庫（5℃）、南側五室を常温庫（25℃）と設定しており南北にそれぞれ搭載された設備と意匠は異なっている。北側は低温庫で、より庫内に断熱性が必要であることから外部を遮断する建具の厚みが南側建具よりも厚くなっている。加えて北側の窓は重厚な片開き戸で外側の庇が約 510mm 張り出しているのに対して、南側の窓は網戸付きの両開き戸で庇の出も 400mm 程度であったことから、北側はより日差しの影響を受けないよう配慮したものと考えられる。

冷蔵室全体は床・壁・天井がコンクリート仕上げで、廊下床には清掃・消毒時の排水用の側溝が設けられており、側溝の中には水道の蛇口のようなものも確認できる。全体的に旧状を状態良く保持している。一方、蚕種保護室は、採取した蚕の卵を一定の温度に保持させた室内で保護・保管を行う為に機能した。保護室の内装はの改修によって農作物の原種用貯蔵庫に全面改修されており、建設当初の蚕専用の保護室としての意匠は確認ができない状態にある。

北側 庇の出 510mm

南側 庇の出 400mm

■保存状況

【基礎】

布基礎で外周部および間仕切りに立ち上りを設けている。地盤面から床までの高さも確保されており、また通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良い。外側は全体的にクラックが見られる。

【軸部・小屋組】

全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良い。一部雨水の侵入によって部材の腐朽が見られる。

【軒】

軒裏・軒先部材は腐朽が進行しており、部材が欠落している部分もある。

早急な修繕が必要である。

【屋根】 屋根葺き材の瓦は、全体的に錆や欠け、剥落が見られ、早急な修繕が求められる。

【外壁】

全体的にクラックと、モルタルの剥落が見られる。また、外壁に併設する冷凍機を支える鉄製の造作

は、設備と共に全体的に錆が見られる。冷蔵室北面の、かつて廊下と接続されていた部分はモルタルが剥がれたままの状態にある。

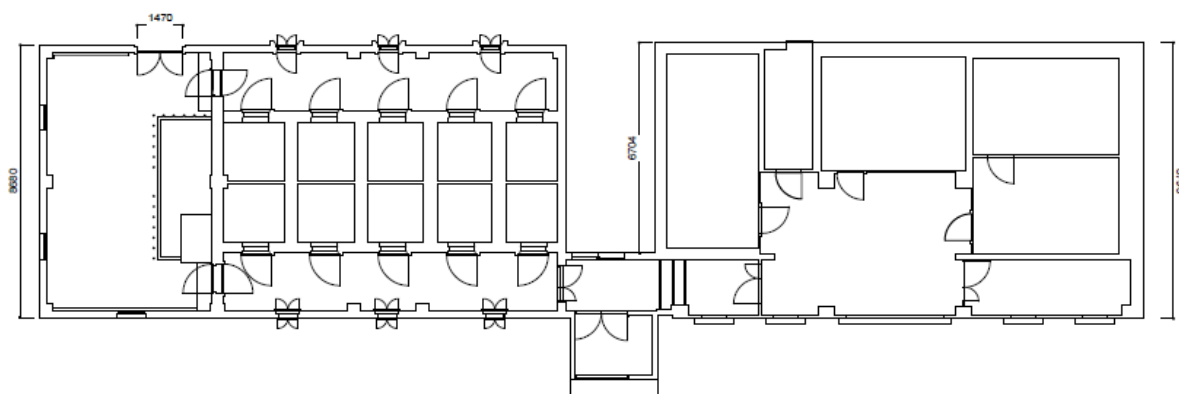
各窓に付属する霧除けは全体的に板金の歪みと錆が見られ、葺き替えが必要である。渡り廊下北面壁内部には、仕上げの木材の節を出入口とした蜂の巣が作られており、利活用上危険な状態である。

【その他造作等】

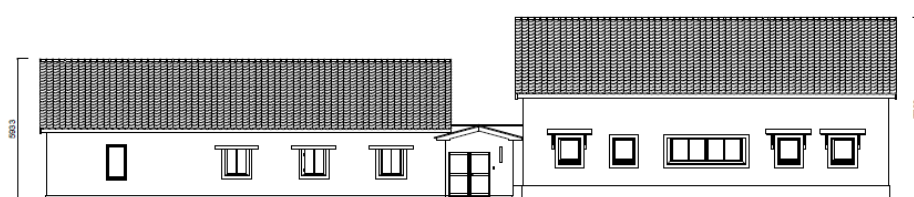
冷蔵室は、廊下と各庫内については一部クラックや塗装の剥がれが見られるものの、設備と共に内装は全体的に旧状を保持している。庫内の一部に甚大な蟻害が見られる。他の軸部にも影響が及んでいる危険性があり、早急な対策が必要である。

機械室は床を中心に全体的にクラックが見られる。天井・蛍光灯・アルミサッシは新設。保護室側は全面的に改修済みで建設当初の意匠は確認できない。二棟を繋ぐ渡り廊下も改修済みで切妻の玄関も近年の増築部分である。

【旧蚕種冷蔵室及び蚕種保護室平面図】



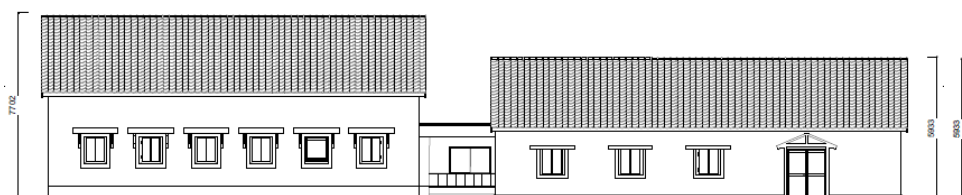
【東立面図】



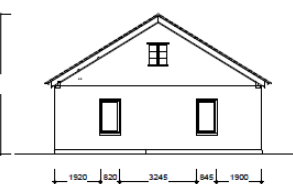
【北立面図】



【西立面図】



【南立面図】



⑧旧宿直室

竣工年：昭和 12 年 3 月

構造・規模：木造平家建、寄棟造、鉄板葺

建築面積：93 m²

活用状況：研修室



■機能と意匠

職員・小使が寝泊りを行うための棟で、宿泊用途以外にも麻雀などを楽しむ娛樂室として利用された時期もあったとされる（時期詳細不明）。内部は北側を片廊下とし、渡り廊下と接続する。建設当初、南側には西から浴室、湯沸室、小使室、宿直室が並んだが、現在は内装が改修され、西端間を除き一室となっている。小屋組みは和小屋、一部木造トラスである。外壁は鎧下見板張で、北面のみ縦羽目板張である。

■保存状況

【基礎】

布基礎で外周部に立ち上りを設けている。地盤面から床までの高さも確保されており、また通気口を多く設けている。床下の目視による確認はできていない。

【軸部・小屋組】

全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良い。一部雨水の侵入によって部材の腐朽が見られる。

【軒】 軒裏・軒先部材は腐朽が全体的に進行しており、塗装の剥がれも見られる。

【屋根】 全体的に状態は良い。

【外壁】

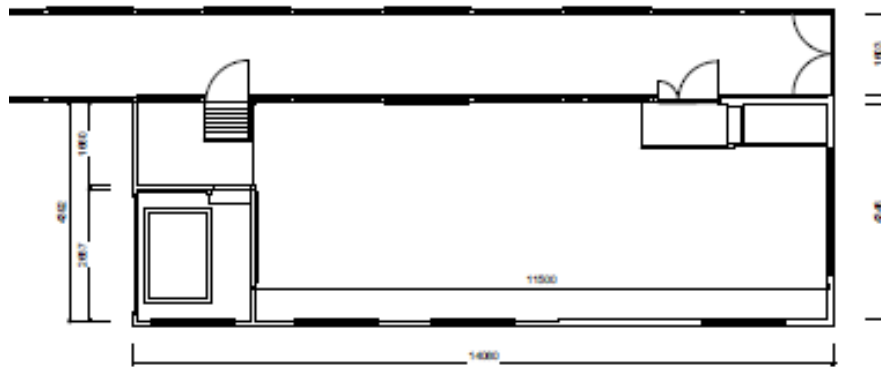
下見板は全体的に塗装の剥がれ、腐朽が進行しており、雨漏りによる軸部への影響が懸念される。特に建具まわりの腐朽が甚大で穴が開いている部分も見られる。縦羽目板張仕上げの北面は状態が良い。

【その他造作等】

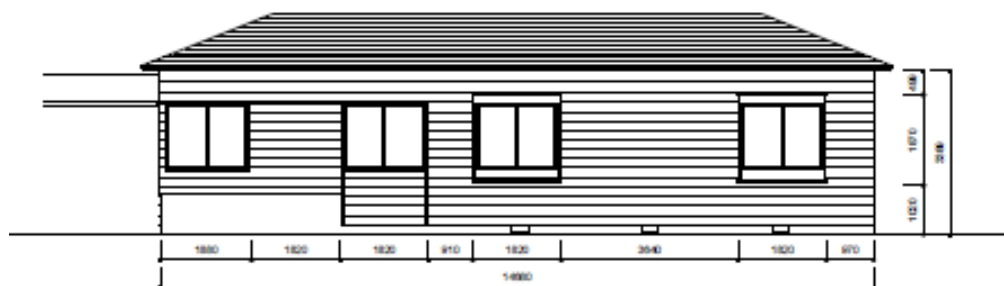
全体的に改修が進んでおり建設当初の意匠は確認できない。

入り口部分の引き戸は建て付けが悪く、開閉し辛い。

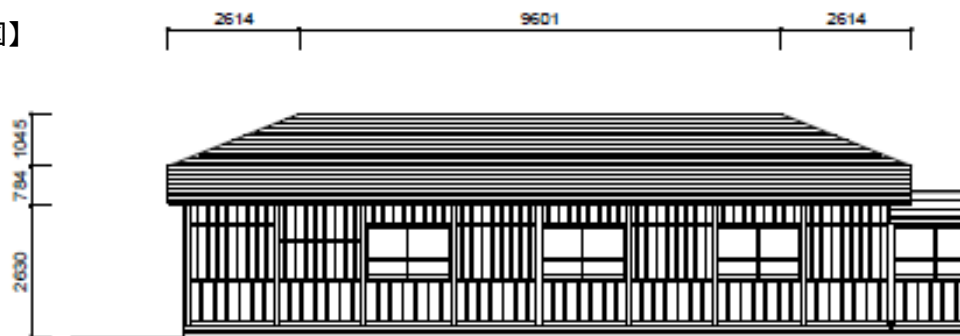
【旧宿直室平面図】



【東立面図】



【西立面図】



【北立面図】



【南立面図】



⑨旧表門および塀

竣工年：昭和 9 年 12 月

構造・規模：表門 コンクリート造、間口 7.4m

塀 コンクリート造、総延長 30m

活用状況：表門としての利用はされていない



■機能と意匠

職員は出勤時にこの表門を通り、各々の担当業務を行う棟に向かったとされる。現在は表門から庁舎車寄せまでの車両の進入が難しいことと、一般用の駐車場と主要な利活用施設が表門から離れて位置していることから、表門としての利用はほぼされていない現状にある。

門柱はコンクリート造角柱で胴部をスクラッチタイル貼、基礎と頂部をモルタル塗である。中央間に両開き、両脇間に片開きの鉄扉を吊る。門両脇にハ字形に付く袖塀はコンクリート柱を鉄管二段が貫き、前面は植込みがある。

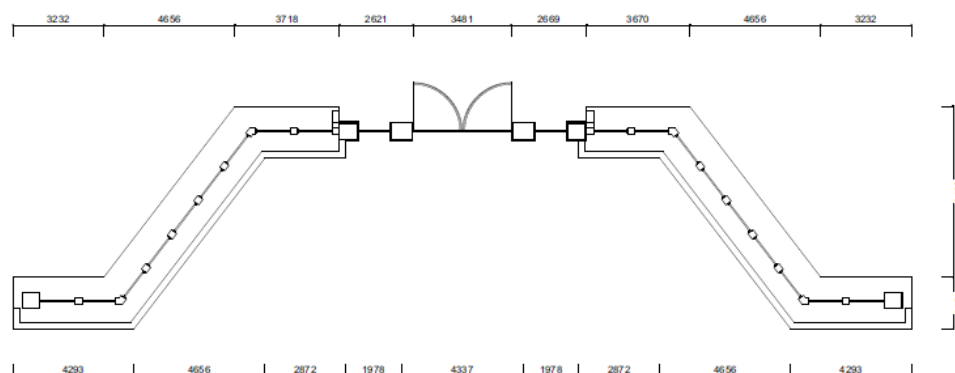
■保存状況

モルタルの剥落・クラックが全体的に見られる。

スクラッチタイルは一部欠けや剥落が見られる。

鉄管は塗装が剥がれ、全体的に錆が生じている。

【表門及び塀平面図】



【表門及び塀立面図】



⑩旧渡廊下及び便所

竣工年：渡廊下…昭和9年～昭和12年

便所…昭和9年12月

構造：渡廊下…木造又は鉄骨造の平屋建、切妻造、鉄板葺

建築面：284 m²

便所…木造平家建、切妻造、鉄板葺（建設当初は棧瓦葺）

総建築面積 390 m²

活用状況：通路、男女御手洗



■機能と意匠

渡り廊下は、庁舎北面から北へ延び、宿直及び小使室、各蚕室、蚕種検査及び催青発蛾促進室を繋ぐ職員用通路である。一部職員用の下駄箱も見られる。かつて全国に存在した蚕糸試験場の中でも、壁で囲われた渡り廊下は多雪地域である新庄支場独自のものとされている（注1）。現存する渡り廊下の外壁は竣工年代ごとに縦羽目板張、押縁下見板張、トタン張、鎧下見板張の4種類に大別され、下図の通りである。また、現在は解体されているボイラー室の痕跡が第一蚕室・第四蚕室側の一部で確認できる。現在は第一蚕室北・第四蚕室北・第五蚕室接続部が部分的に撤去されている。

注1 元新庄支場職員からのヒアリング調査によるもの。他の多雪地域における支場の廊下壁有無については未確認であり詳細は不明。

便所は宿直及び小使室から西へ延びる渡廊下の北側にあり、職員の便所として使用された。現在は内観については全て改修済みで当初の意匠が現存する部分は外観のみである。構造は木造平家建、切妻造、鉄板葺（建設当初は棧瓦葺）で、外壁は鎧下見板張である。

■保存状況

○渡廊下

【基礎】

外周部にコンクリートの立ち上がりを設けている。目立ったクラックは見られず状態は良い。

【軸部・小屋組】

木造部分是一部腐朽が見られるが概ね状態は良い。

鉄骨造部分是一部塗装の剥がれが見られるが概ね状態は良い。

【軒】

木造廊下の軒裏は一部腐朽が見られる。

鉄骨造廊下のトタン部分は錆と、軒先の歪み、塗装の剥がれが全体的にみられる。

【屋根】

木造廊下の鉄板屋根は近年葺き替え・塗り替えがなされており状態は良い。

鉄骨造廊下のトタン部分は錆と歪みが全体的にみられる。

【外壁】

木造部分是一部腐朽が見られるが概ね状態は良い。旧第五蚕室の西側に並ぶ廊下は下見板の一部が欠落しており、軸組みが露出している。トタン部分は下部を中心に全体的に錆が生じている。また、塗装の剥がれも見られる。旧第一蚕室、旧第四蚕室の東側に位置するボイラー室のコンクリート壁は、クラックと塗装の剥がれが甚大である。また、腐朽した建具から室内側に雨水が侵入している。

【その他造作等】

建具は一部のオリジナルを除き概ねアルミサッシに替えられている。

オリジナルの建具は概ね建て付けが悪く開閉ができない個所も見られる。

廊下を外側から支える鉄骨のバトレスは一部塗装の剥がれが見られるが概ね状態が良い。

鉄骨造廊下の内装は塗装の剥がれが甚大で、コンクリート部分は全体的にクラックが進行している。

○便所

【基礎】

布基礎で外周部に立ち上りを設けている。地盤面から床までの高さは確保されている。通気口は無い。床下の目視による確認はできていない。

【軸部・小屋組み】 新しい材料で覆われており、目視による確認はできていない。

【軒】 一部塗装の剥がれは見られるが、概ね状態は良い。

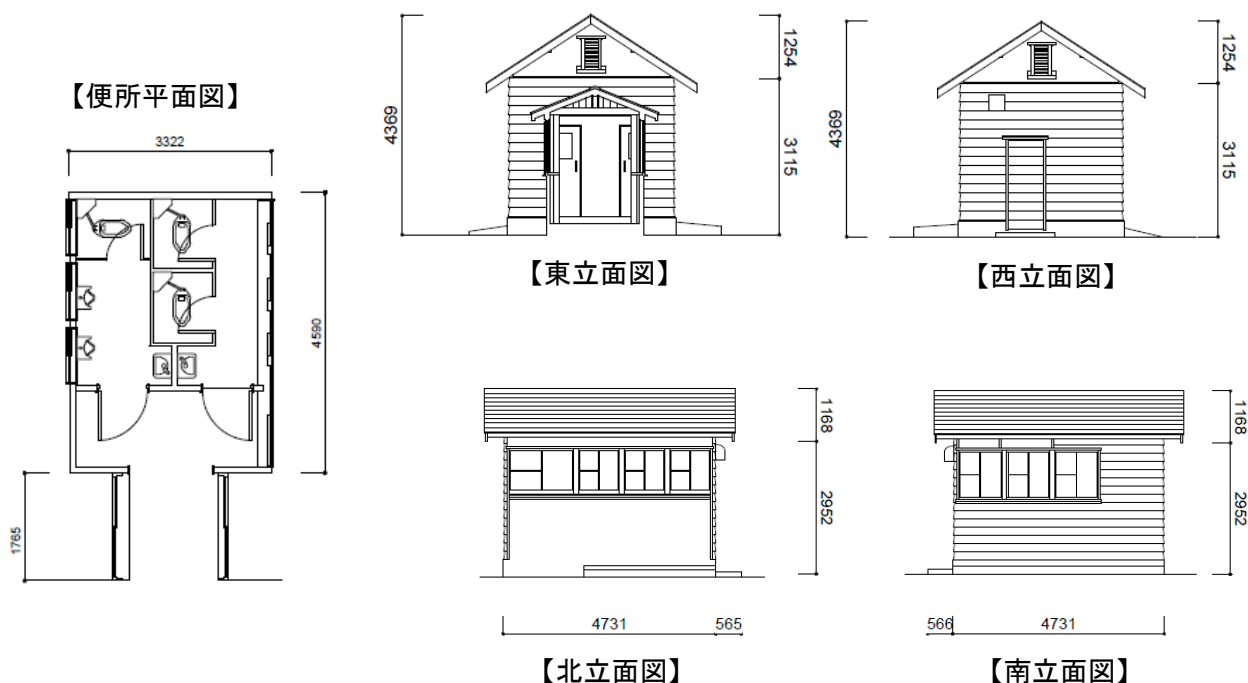
【屋根】 近年瓦から鉄板に葺き替えられたもので、状態は良い。

【外壁】 南北西面の下見板は一部塗装の剥がれが見られる。東面のコンクリートはクラックの補修跡と下部に汚れが目立つ。

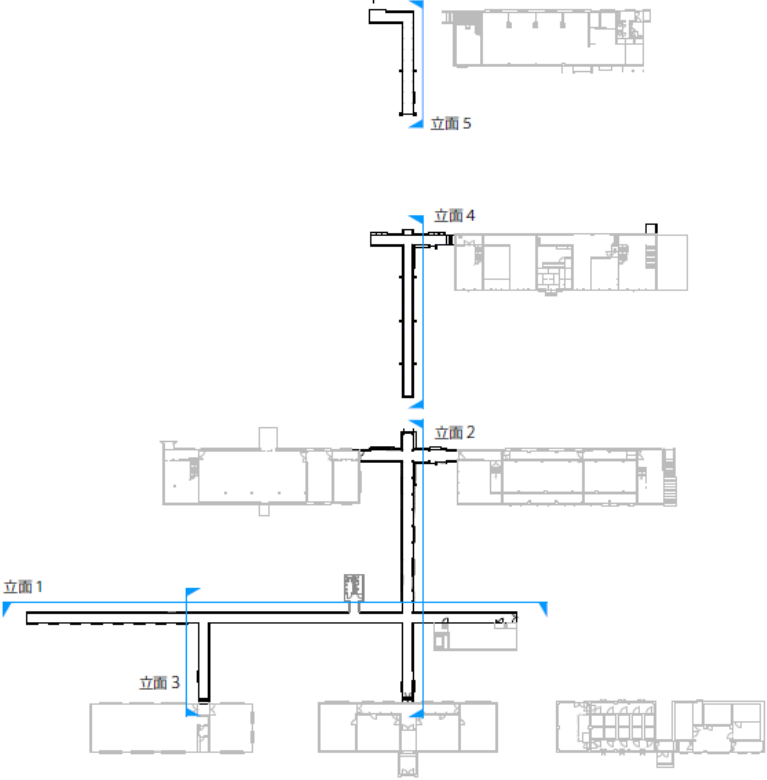
【その他造作】 内装は全て改修されており建設当初の意匠は失われているが、状態は良い。

(2) 管理状況

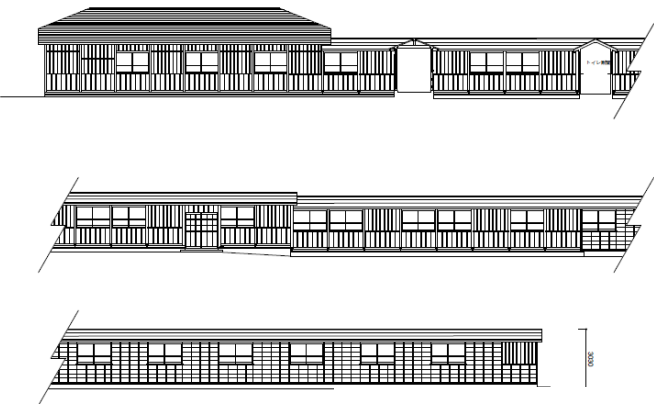
市が直営で管理しており、年末年始（12/29～1/3）と祝日を除き職員が常駐し管理している。開館時間の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分でその他の時間と休館日については機械警備により管理している。



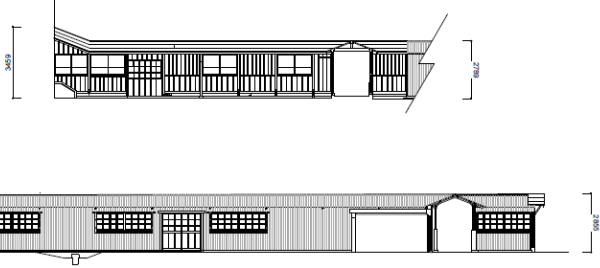
【廊下平面图】



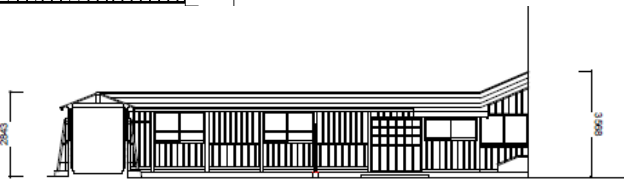
【廊下立面图 1】



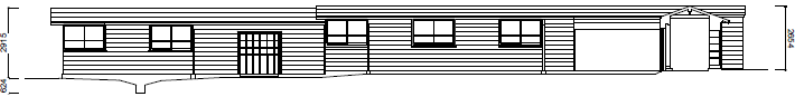
【廊下立面图 2】



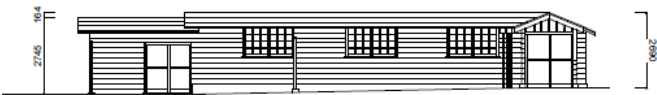
【廊下立面图 3】



【廊下立面图 4】



【廊下立面图 5】



2. 保護の方針

当該建造物は、かつて全国に存在した蚕糸試験場の中で、敷地および建物複数棟が唯一現存する蚕糸試験研究機関である。そのため「昭和 9～11 年に建設された旧蚕糸試験場新庄支場の当時の姿」を保存することを活用 の前提とする。ただし、昭和 11 年～平成 12 年(閉所)までにおける「蚕糸研究技術の向上に伴う改修部分」についてはそれらの技術向上が表れる個所についても考慮した保護を行う。

原則として、主要な構造及び外壁を構成する建築当初の各部材については、材料自体の保存を行う。但し、劣化が激しく保存上危険と判断できる部分についてはこの限りではない。内装、建具等について、建築当初と判断できる部材については、材料自体の保存を考慮し、材料の形状、材質、仕上げ、色彩等の保存を行う。その他、改修等により建築当初の状態が失われている部分、活用及び耐震補強のために手を加える必要が生じる部分等については、建築当初の雰囲気を損ねないように配慮し、可能であれば外装内装共に建築当初の意匠に復原することも視野に入れる。

本計画書では、景観的に価値が高いと考えられる外観と蚕糸試験研究機関としての機能が表れている個所を重点的に保護する。但し各棟それぞれの部屋ごとに改修状況や保存状態が全く異なるため、詳細な保存区分などは後に記載する。

このため、本計画書では、「保存部分」、「保全部分」、「再現部分」、「その他部分」の 4 つに区分設定を行う保護方針とする。

※部分の区分の設定…部分とは、屋根、外装、各部屋を単位とする。

保存部分

文化財として特に価値を有する部分、かつ、当時全国に存在した蚕糸試験場の建築的機能を顕著に表す部分で、保存措置が必要な部分。

保護の方針は、原則として変更しないが、後設の設備・材料等を更新することで当初の状態を復原することが可能な部位は復原を行う。ただし、類似した意匠である蚕室二階部分(第二蚕室・第四蚕室・第五蚕室)についてはいずれか一棟を保存部分とし、その他二棟については活用に合わせて保護の度合いを緩和する。

保全部分

多少の設備・材料の更新はあるが、総じて内装をよく留めており、蚕糸試験場の機能的側面を読み取ることができる部分で、今後も維持及び保全することが必要とされる部分。

保護の方針は、形は残すが、質の変更は可能で、保存活用の方針の中で必要に応じて復原可能な部位は復原をする。

再現部分

展開図や古写真など当初の様子がわかる詳細な資料は確認できないが、当初の平面図や建造物の痕跡などから当初の状態が概ね確認できる場合において、内装をイメージで再現してもよい部分とする。なお、これについては元試験場職員からのヒアリングで得られた情報をもとにした再現も含むものとする。

その他部分

上記以外の部分で、活用または安全上の向上のために改変が許容される部分。

保護の方針は、原則として変更を認める。

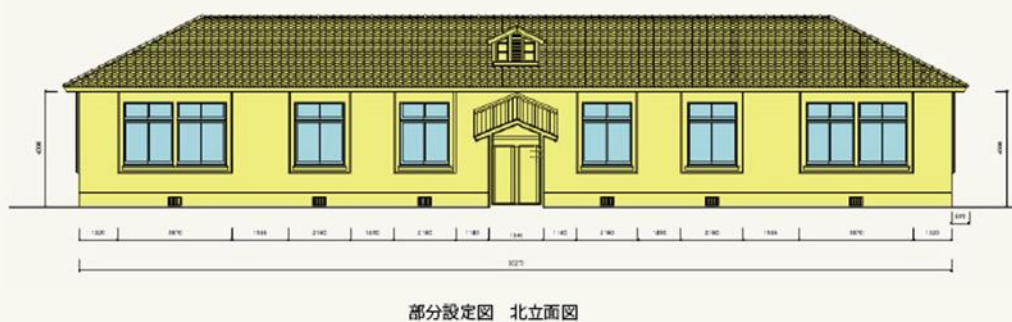
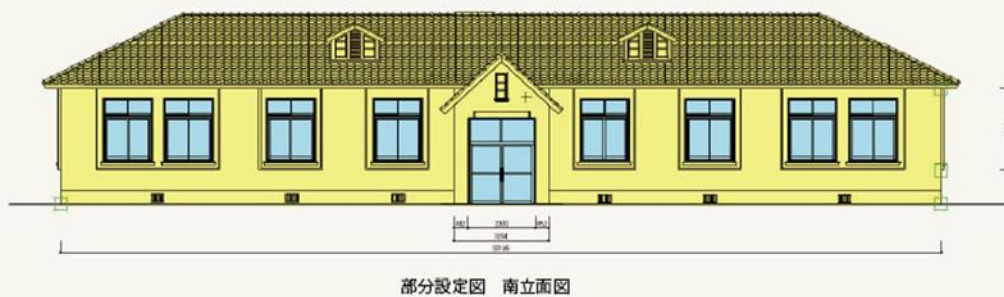
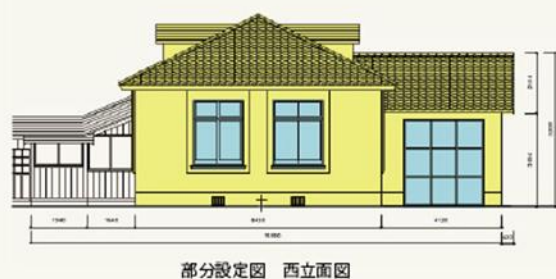
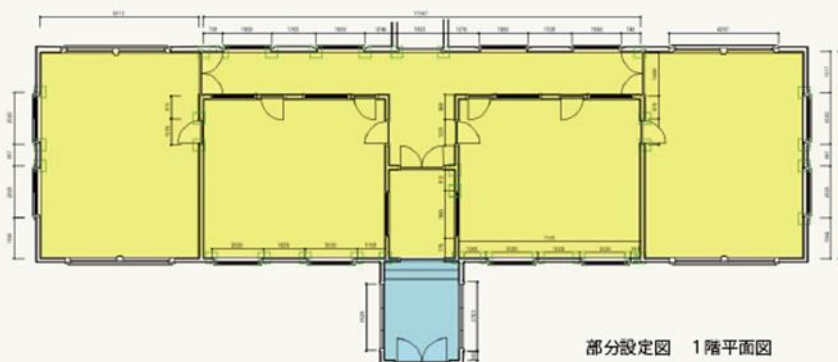
① 旧庁舎 部分設定図

保存部分

保全部分

再現部分

その他部分



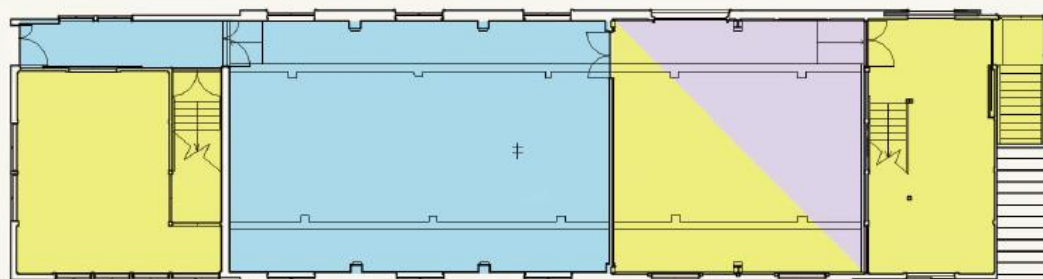
②第一蚕室 部分設定図

保存部分

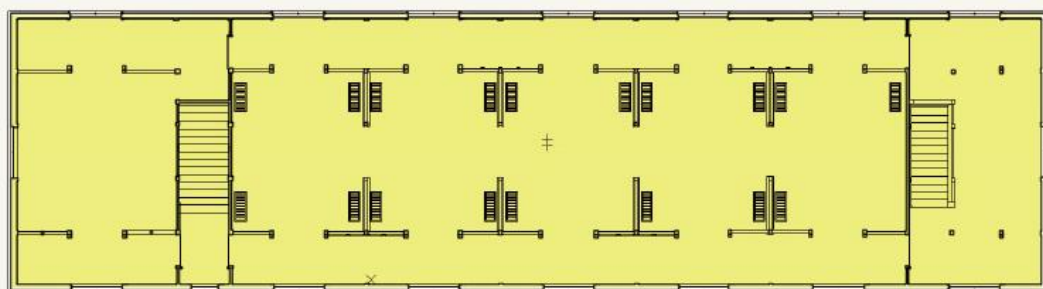
保全部分

再現部分

その他部分



部分設定図 1階平面図



部分設定図 2階平面図



部分設定図 東立面図



部分設定図 西立面図



部分設定図 南立面図



部分設定図 北立面図

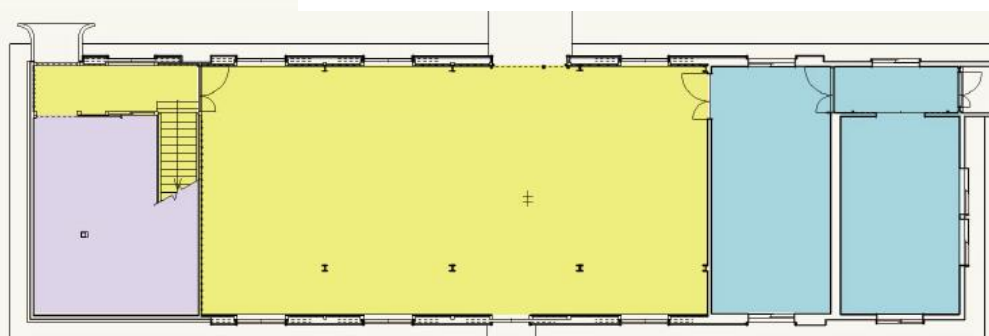
③旧第二蚕室 部分設定図

保存部分

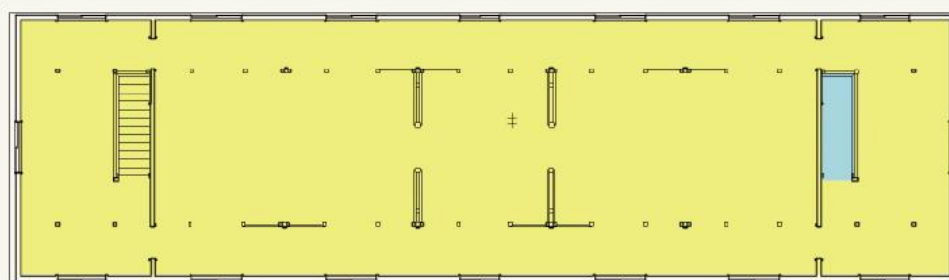
保全部分

再現部分

その他部分



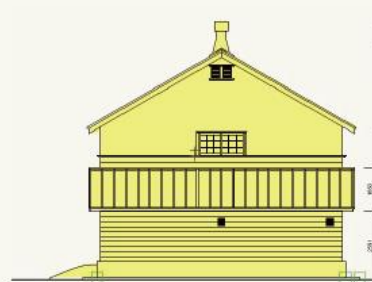
部分設定図 1階平面図



部分設定図 2階平面図



部分設定図 東立面図



部分設定図 西立面図



部分設定図 南立面図



部分設定図 北立面図

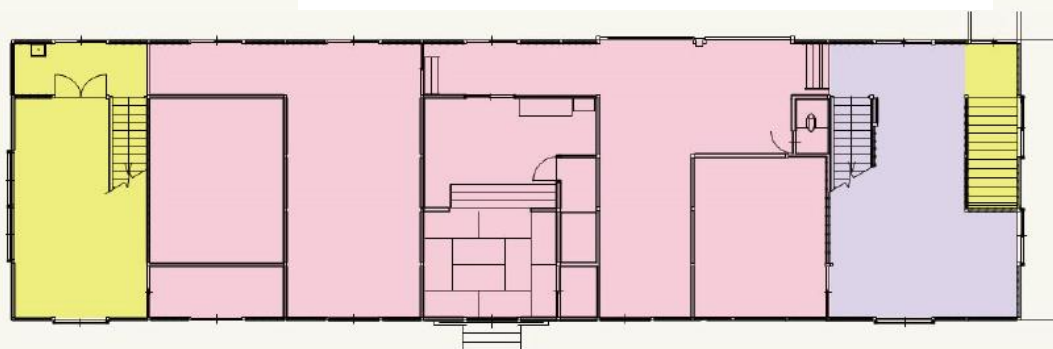
④第四蚕室 部分設定図

保存部分

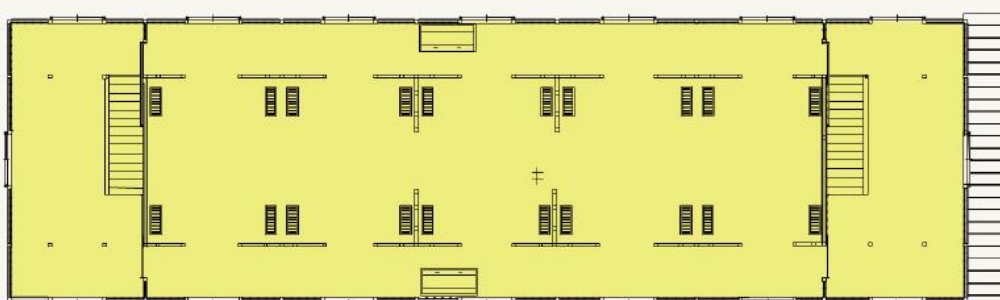
保全部分

再現部分

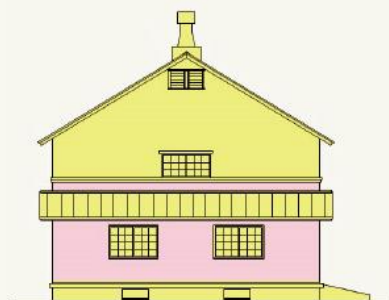
その他部分



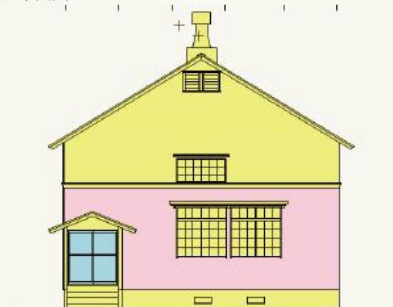
部分設定図 1階平面図



部分設定図 2階平面図



部分設定図 東立面図



部分設定図 西立面図



部分設定図 南立面図



部分設定図 北立面図

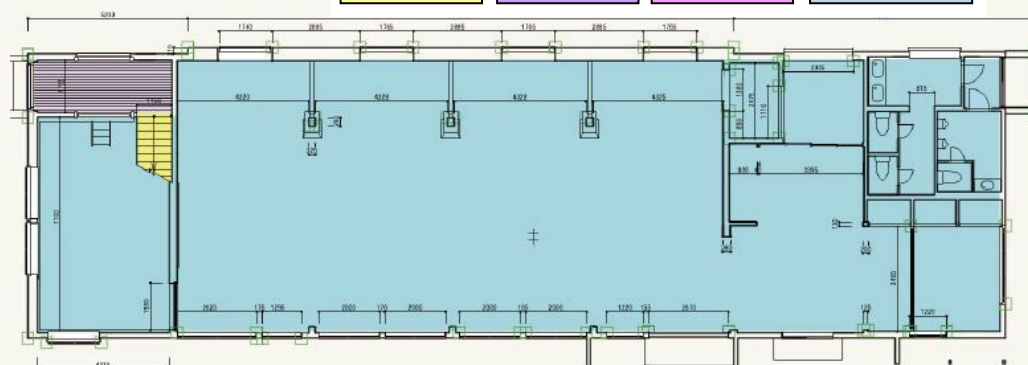
⑤旧第五蚕室 部分設定図

保存部分

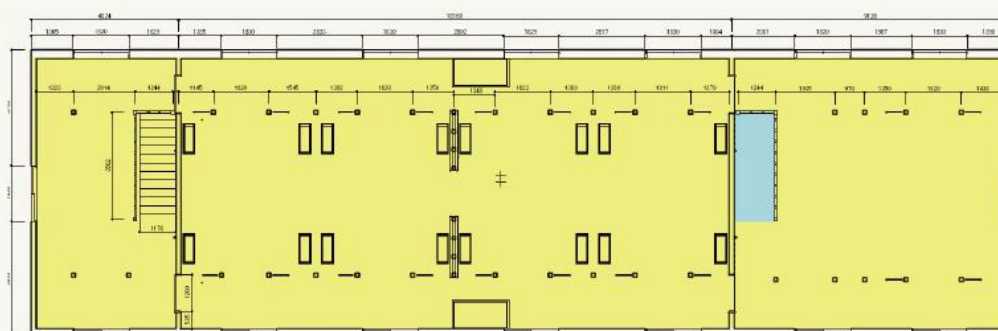
保全部分

再現部分

その他部分



部分設定図 1 階平面図



部分設定図 2階平面図



部分設定図 東立面図



部分設定図 西立面図



部分設定図 南立面図



部分設定図 北立面図

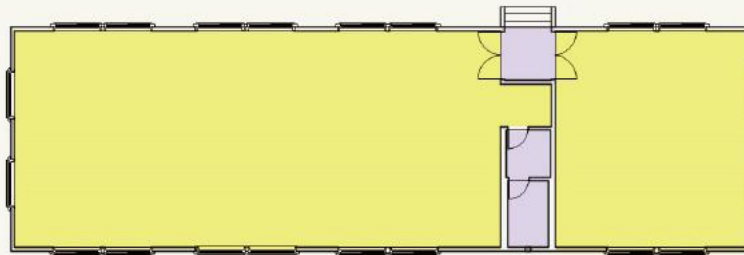
⑥旧蚕種検査及び催青発蛾促進室

保存部分

保全部分

再現部分

その他部分



部分設定図 1階平面図



部分設定図 東立面図



部分設定図 西立面図



部分設定図 南立面図



部分設定図 北立面図

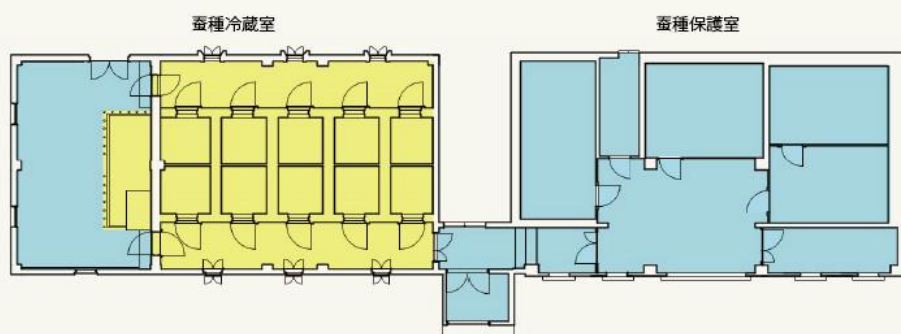
⑦旧蚕種冷蔵室及び蚕種保護室

保存部分

保全部分

再現部分

その他部分



部分設定図 1階平面図



部分設定図 蚕種冷蔵室東立面図



部分設定図 蚕種冷蔵室西立面図



部分設定図 蚕種保護室東立面図



部分設定図 蚕種保護室西立面図



部分設定図 南立面図



部分設定図 北立面図

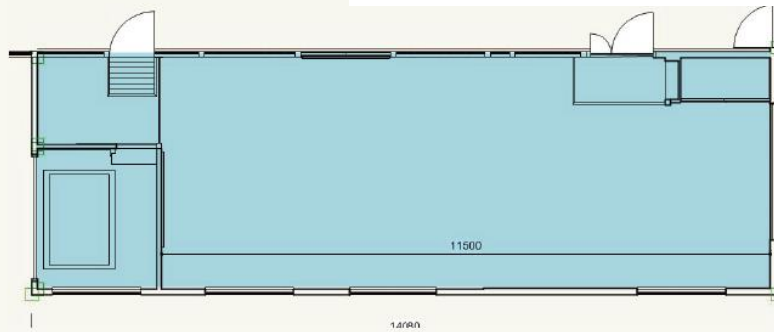
⑧旧宿直および小使室

保存部分

保全部分

再現部分

その他部分



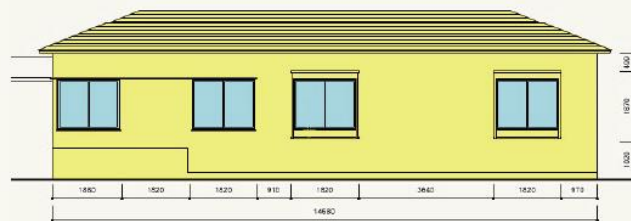
部分設定図 1階平面図



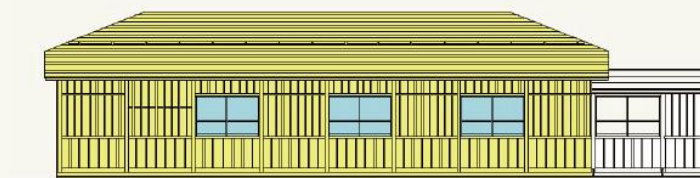
部分設定図 東立面図



部分設定図 西立面図

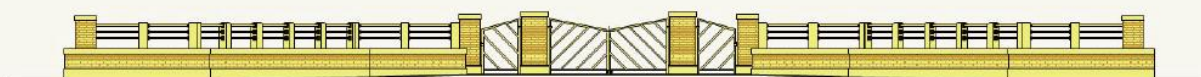


部分設定図 南立面図



部分設定図 北立面図

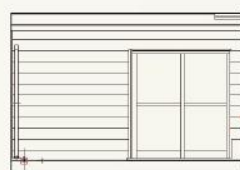
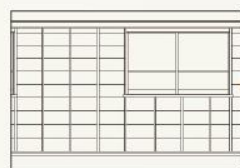
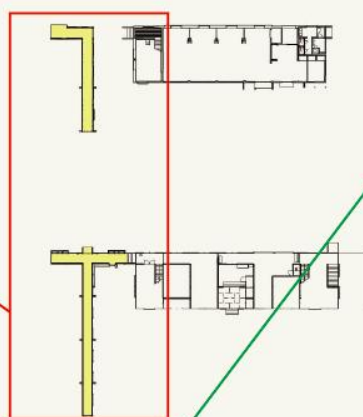
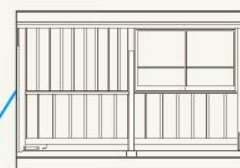
⑨旧表門及び塀



部分設定図 南立面図

⑩旧渡廊下及び便所

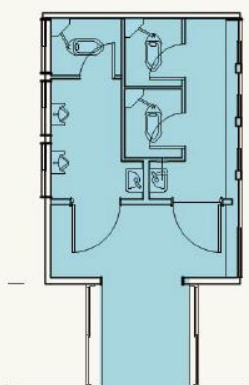
■渡廊下

S12.11 竣工
木造鑑下見板張りS12.3 竣工
木造押縁下見板張りS10.10 竣工
鉄骨造トタン張りS9.12 竣工
木造縦羽目板張り

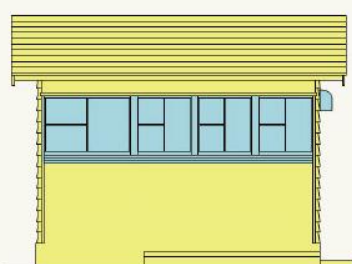
部分設定図 配置図

外観について：建設当初の意匠を概ねとどめているため保存部分とする。ただし、アルミサッシはその他部分とし、可能であれば当時の意匠に復原してもよい。
竣工年代ごとに外壁の意匠は異なる為、修繕の際は考慮する。

■便所



部分設定図 1階平面図



部分設定図 東立面図



部分設定図 西立面図



部分設定図 南立面図



部分設定図 北立面図

3. 管理計画

(1) 管理体制

当面の間、新庄市による管理体制を継続するものとするが、耐震補強と改修事業の進捗状況に応じて指定管理者制度の活用等、民間活力を導入した維持管理について検討し、市民が利用しやすく親しめる施設として管理運営を行う。

(2) 管理方法

①保存環境の管理

市は、当該文化財建造物とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。また、関係法令とそれに基づく諸規定に従い、消防設備等施設管理に必要な保守点検、メンテナンスを定期的実施する。

②建造物の維持管理

維持管理にあたっては、修繕が必要と考えられる状態が発生した場合は、記録をとり今後の保存修理の参考資料とする。

③管理上の留意点

- ・研修室や交流室等の貸館については利用規約等を別途定めることとする。
- ・管理する施設が文化財建造物であることに十分留意し、建造物に損傷を与えるような行為は避けることとする。

4. 修理計画

(1) 保存及び公開活用に必要な修理等の措置

- ・公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事
- ・公開活用に資する付属設備の整備

(2) 今後の保存修理計画

当時の姿を保存することを前提とし、当該文化財建造物の文化財としての価値を損なわない耐震対策工事を行うとともに、公開活用に資する付属設備の整備を行う。

具体的には、利用頻度が高い、旧第1蚕室、旧第4蚕室、旧第5蚕室については耐震対策工事と公開活用のための改修を重点的に実施し、その他、利用頻度の比較的低い旧第2蚕室と旧庁舎等の平屋4棟については、保存に重きをおいた耐震対策工事を行うものとする。

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

(1) 現状

当該文化財建造物の立地する敷地は、市街地の北部の田園地帯に位置し、市道北辰小前を挟み、南北2つのエリアで構成されている。当該文化財建造物が立地する南側エリアの面積は約6ヘクタールで、建設ときに植樹された桜・桑・樺など多くの立木が緑豊かな景観を作り出している。また、南側エリアの通路脇に植えられているクワの並木12本が「原蚕の杜のクワの大木」の名称で平成26年1月に新庄市史跡、天然記念物に指定されている。

北側エリアの面積は約4ヘクタールで、旧蚕糸試験場時代は桑畑として使われていたが、昭和60年代以降の旧東北農業試験場には、リンゴやナシなどの試験木が植えられていた。現在も敷地の北東側に約200本のナシの原種の木が保存されている。また、敷地の場内と場外の境界にはドイツトウヒが植えられ、見事な景観をなしている。

(2) 課題

- ・南側エリアのソメイヨシノ等の古木の樹勢低下が著しく景観の維持が難しくなっている。
- ・北側エリアのドイツトウヒの並木については、南側が通学路に面しているほか、北側・東側は農地に面しており、定期的な剪定など適正な維持管理が求められる。

2. 環境保全の基本方針

現存する樹木等については、樹木医による診断や専門家による指導に基づき適正な維持管理に努め、当該文化財建造物との織りなす景観を維持するものとする。そのため次の2点を基本方針とする。

- ・樹木の伐採、植樹については専門家の指導のもと、景観に配慮した管理を行う。
- ・敷地内は美観を損なわないように適正な管理を行う。

3. 区域の区分と保全方針

文化財建造物保存の観点から、敷地内において「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」に区分する。

(1) 保存区域

文化財建造物の雨落までの区域で、建造物の保護に不可欠な区域であるため原則として新たに建造物を設けず、建造物の保存修理のみ行う区域とする。ただし、復原にかかる構造物等及び管理、防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

(2) 保全区域

文化財建造物の外観を保持するための区域で、当該文化財建造物の外観を保持するために、この域内では建造物等の新築・増改築等の変更は、原則として行わない区域とする。ただし、当該文化財建造物の管理若しくは防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

(3) 整備区域

保存区域以外の当該文化財建造物の敷地内の区域で、当該文化財建造物の防災及び活用のため必要な区域で、見学者、利用者等の駐車場があり、当該文化財建造物の保存、管理、公開活用のために必要な整備を行っていくものとする。

4. 建造物の区分と保護の方針

(1) 保存建造物

旧農林省蚕糸試験場新庄支場の登録有形文化財に登録されている建造物 10 棟は、文化財としての価値を損なわないよう適正に保護する。

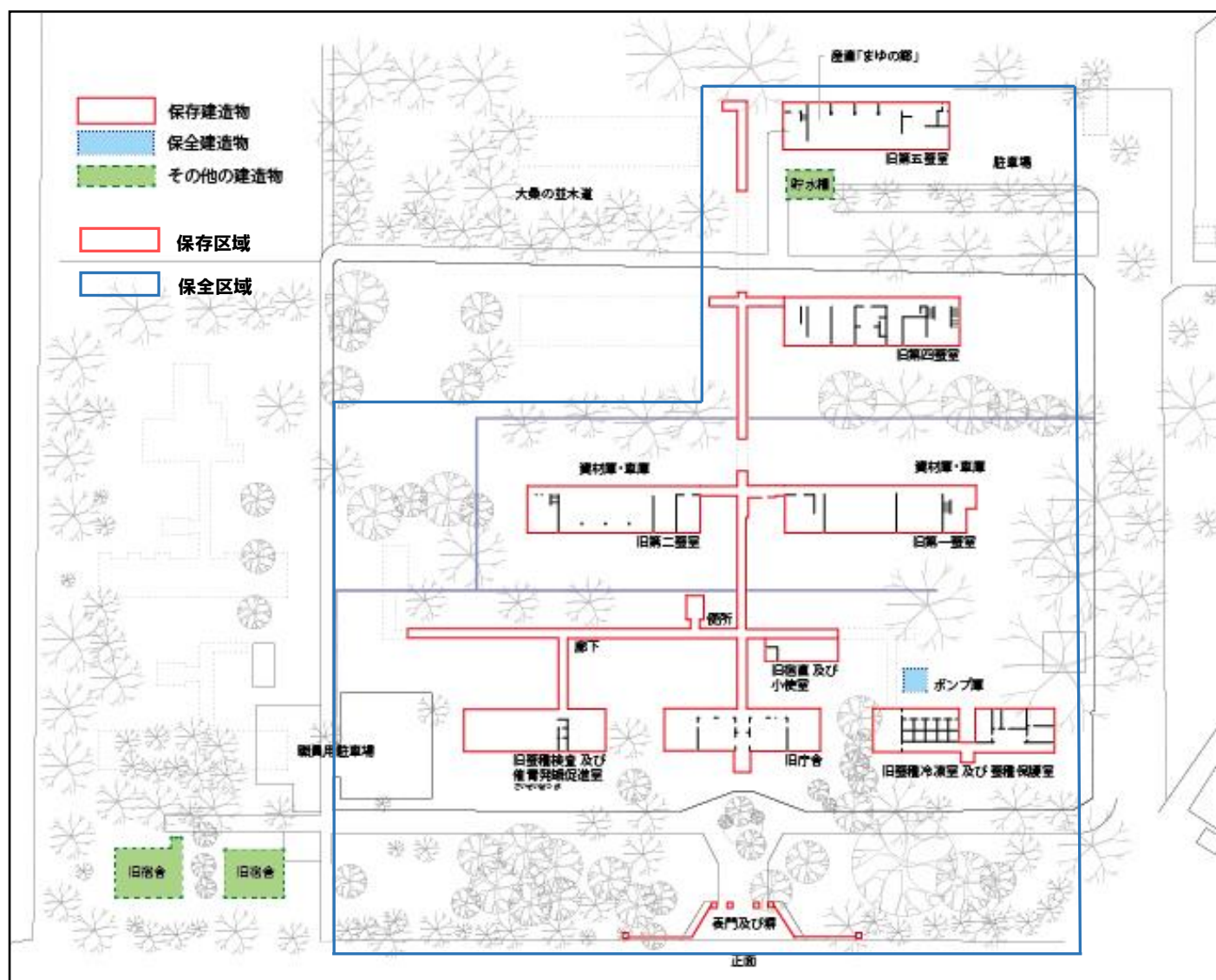
（2）保全建造物

登録有形文化財に登録されている建造物 10 棟と一体として保全を図る必要がある建造物で、当該文化財建造物の景観の保全や、利活用に役立つものとする。

(3) その他の建造物

整備区域内の他の建造物で、外観の補修整備、建て替えに際しては、当該文化財建造物との形態、色彩が調和したものに整備していくこととする。

区域と建造物の区分図



5. 防災上の課題と対策

当該文化財建造物の立地する敷地内で想定される災害は、台風や大雨、突風、大雪、地震などによる自然災害と施設内での火気使用による火災等の災害が想定される。自然災害については、気象情報に注意し、点検や被害状況の把握に努め、倒木等により文化財建造物に被害を及ぼすことのないよう常時管理に努める。

また、施設内の防災設備、防犯装置等については、定期点検、メンテナンス、清掃等を行い設備、装備等が常に作動する環境を維持することとする。

なお、具体的な対策については第4章の防災計画で定める。

第4章 防災計画

1. 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

当該文化財建造物の立地する敷地内での火気使用による火災と電気系統からの出火が想定される。現状の防火対策については、消火器の全館設置と自動火災報知設備、消防機関への通報装置が設置されている。避難誘導灯・誘導標識については一部のみにとどまっており、今後の改修事業により使用用途に応じた消防設備の整備が必要である。

電気系統からの防火対策については、平成25年度から6年計画で、老朽化した電気設備の更新を実施しており、平成30年までに施設の根幹をなす電気系統は更新されることとなるが、各建造物のコンセント等、増設や延長の痕跡がみられるため、今後の改修事業の際には全面的な引き直しが必要である。

その他、消防法に基づく消防設備点検を年2回実施しているが、職員や利用者等による防災・避難訓練等が行われていない状態にあるため、今後改善が必要である。

(2) 防火管理計画

当該文化財建造物の防火計画を検討するにあたっては、建築基準法ならびに消防法の規定に適合させることを基本として考えるが、法規では必要最低限の安全性能しか要求されていないことから、文化財としての特徴と、そこで発生が想定される火災の特徴を踏まえて、安全を確保するために必要な対策を検討する。

(ア) 消防法への適合

消防法では、一定規模の防火対象物では防火管理者を置き、防火管理区域を設定することが定められている。当該文化財建造物の防火管理者は新庄市エコロジーガーデン所長とする。防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- ① 消防計画の検討及び変更
- ② 消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導
- ③ 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- ④ 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- ⑤ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- ⑥ 防火担当責任者に対する指導監督
- ⑦ 収容人員の管理
- ⑧ 管理権限者に対する助言及び報告
- ⑨ その他防火管理上必要な業務

また、防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出並びに連絡を行うものとする。

- ① 消防計画の提出
- ② 建屋、諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出
- ③ 消防設備等の点検結果の報告
- ④ 教育訓練指導の要請
- ⑤ その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項

(イ) 防火管理区域の設定

当該文化財建造物の防火管理計画における防火管理区域は本保存活用計画の計画区域に準じるものとする。

(ウ) 火気使用状況

防火管理区域内の建造物の構造と火気使用状況は次の通りである。

名 称	構造及び火気使用状況
庁 舎	木造平屋建、瓦葺／事務室にて給湯器、ガスコンロ、冬期のみ暖房器具を使用
第一蚕室	木造二階建一部地階付、鉄板葺／冬期のみ暖房器具を使用
第二蚕室	木造二階建、鉄板葺／火気使用なし
第四蚕室	木造二階建一部地階付、鉄板葺／コミュニティカフェにてガスコンロを使用、冬期のみ暖房器具を使用
第五蚕室	木造二階建、鉄板葺／産直施設厨房と事務室にてガスコンロを使用、冬期のみ暖房器具を使用
蚕種検査及び催青発蛾促進室	木造平屋建、瓦葺／食品加工研修室にてガスコンロ、オーブン、焙煎器、冬期のみ暖房器具を使用
蚕種冷蔵室及び蚕種保護室	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺／火気使用なし
宿直及び小使室	木造平屋建、鉄板葺／給湯用のガスコンロを使用、冬期のみ暖房器具を使用
渡廊下及び便所	木造一部鉄骨造平屋建、鉄板葺／火気使用なし
表門及び塀	表門 コンクリート造／火気使用なし 塀 コンクリート造／火気使用なし

(エ) 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐため、予防措置について以下のように定める。

①火気などの管理

- ・管理人及び来訪者に対して火気使用範囲を明示し、範囲外での火気使用及び建造物内での喫煙を禁止する。
- ・通常管理において火気の使用に対するの管理及び後始末を厳重にして火災を未然に防ぐ。

②可燃物の管理

- ・敷地内の清掃による可燃物の除去及び整理整頓を徹底する。

③警備

- ・放火を未然に防ぐため周辺に可燃物を放置しないことを徹底し、夜間においては施錠及び機械警備により管理する。

(オ) 消火体制

所轄消防機関である最上広域消防本部の指導のもと、消火体制を次の通り定める。

- ① 任務分担 通報は施設管理者または出火発見者または自動通報装置によるものとし、消火器等による初期消火活動を行う。同時に来場者の避難誘導を行う。
- ② 訓練の実施 年1回以上の初期消火訓練、避難誘導訓練を実施する。
- ③ 地域の協力体制 最上広域消防本部と地元消防団、自治会等と連携し協力体制を構築する。

(3) 防犯計画

開館期間及び開館時間内においては管理人による巡回を実施。夜間等の閉館時間においては、施錠、機械警備による管理で対応する。

(4) 防火・防犯設備計画

本計画では、防火・防犯設備の基本的な方針を示し、今後段階的に拡充を図っていくこととする。

(ア) 設備整備計画

- ① 火災報知設備 全館に自動火災報知設備を設置する。
- ② 消火設備 全館に消火器を配置する。また、消防法の規定に基づき必要な消火栓を整備する。
- ③ 避雷設備 高圧避雷器（形式 GLI-6G）平成27年度更新済。
- ④ 防犯設備 開閉センサー、空間センサー、赤外線警報機等を全館に設置。
- ⑤ 避難誘導灯 改修後の使用用途に応じて必要な避難誘導灯を整備する。

(イ) 保守管理計画

防火設備の維持管理については、消防法に定められた消防設備点検を年2回実施し、設備の位置、構造、不良事項、注意事項を的確に把握するとともに、これらの機能を最良の状態で維持する。

2. 耐震対策

平成26年度に実施した耐震診断結果に基づき耐震補強工事を実施する。対処方針については次のように定める。

(1) 耐震診断

当該文化財建物の耐震診断は、一般診断法と壁量計算による方法で検証を行った。

日本建築防災協会の一般診断法に定める条件で診断を行った。

- ① 「基礎・地盤」と「上部構造」とを分けて診断を行う。
- ② 基礎・地盤の診断では、地震時に注意すべき点を注意事項として指摘する。
- ③ 上部構造の診断では上部構評点を各階各方向で求め、それらの最小値を当該建物の評点とする。
- ④ 上部構造評点は、建物の必要耐力に対する保有耐力の比として算定する。
- ⑤ 地盤に関しては近隣のボーリングデータ及び建物周囲の地盤沈下がないことから、ある程度地耐力の高い地盤であると考えられる。また基礎及び地中梁においては、コンクリートの過大なクラックもほとんど見受けられなかった。モルタルの剥離やひび割れはあるものの、健全な基礎と考えられる。

現況の構造評点と判定結果

名 称	1 階		2 階		構造評点	判定 (IS 判定値 0.6)
	X 方向	Y 方向	X 方向	Y 方向		
庁 舎	0.52	0.45	—	—	0.45	NG
第一蚕室	0.31	0.24	1.25	0.66	0.25	NG
第二蚕室	0.33	0.32	0.74	0.84	0.32	NG
第四蚕室	0.43	0.28	0.86	0.58	0.28	NG
第五蚕室	0.17	0.12	0.68	0.28	0.12	NG
蚕種検査及び催青発蛾促進室	0.42	0.24	—	—	0.24	NG
蚕種冷蔵室（第一貯蔵庫）	2.43	2.04	—	—	2.04	OK
蚕種保護室（第二貯蔵庫）	1.39	1.53	—	—	1.53	OK
宿直及び小使室	1.54	0.33	—	—	0.33	NG

(2) 対処方針

耐震補強については、文化財としての価値を損なうことのないような補強工事を行うこととし、具体的な補強方法については次の通り実施する。

- ①耐震補強として、壁内に筋交い及び合板による耐震壁の追加が必要である。
- ②本施設の壁面に既に配されている現状の筋交いには、既製品等の接合金物の補強が必要である。
- ③水平構面の剛性と耐力が必要な為、床合板や水平ブレース、火打材等による補強が必要である。
- ④不具合のある接合金物は、補修及び補強が望ましい。
- ⑤第一蚕室の2階の梁断面に一部剛性の低い梁がある為、補強等による対処が必要である。

3. 耐風対策

当該建物は震度6強で倒壊しない程度の耐震補強をすることで、耐風についても構造的には被害が生じる危険性は小さくなる。しかし、屋根や外壁などで被害が生じることが考えられる。

(1) 耐風診断

平成21年度に旧庁舎と旧蚕種検査及び催青発蛾促進室の屋根瓦の葺き替えを行い、平成24年度に旧第五蚕室の屋根の葺き替えを行っているがその他の建造物については、材料、塗装ともに耐用年数が経過し、劣化が進んでいる状態であり、強風時には吹き飛ばされる可能性が有る。

(2) 対処方針

葺き替えの終了していない建物については今後随時葺き替えしていくことが必要である。

また、強風による倒木が建造物に被害を及ぼすことも想定されるため、建造物近くにある樹木等を定期的に調査、観察し倒木の危険性があるものについては随時対処するものとする。

4. その他の災害対策

(1) 予想される災害

敷地内で想定される災害は、地震や台風、大雨、突風のほか、大雪による災害が想定される。瓦屋根への積雪による破損や崩落のほか、落雪による窓や外壁の破損、積雪による倒木等による建物の破損などが想定される。

(2) 保全建造物

気象情報に注意し、点検や被害状況の把握に努め、危険個所については早急に除雪や排雪、屋根の雪下ろし等を実施する。また、予防策として降雪前の雪囲などの雪対策を十分に行うこととする。

第5章 活用計画

1. 利活用の基本方針

当該文化財建造物の保存活用にあたっては、新庄市エコロジーガーデン第3期利用計画の基本方針である「自然や人とのふれあいの中で豊かさが実感できる場の創造」の実現に向けて、保存活用事業を実施するものとする。利活用にあたり、以下の基本方針に従い、公開活用事業を実施する。

(1) 「ここに行けばあの時代がわかる」訪問型の施設

外観は統一感があるが、内部は棟や階ごとにバリエーションがあり、時代や技術の変遷が残されている。複数棟だからこそ可能な「ここにいけばあの時代がわかる」訪問型の施設を目指す。

(2) 「ここに行けばあれができる」色々な場のある施設

複数棟の建物が規則的に並び、それらを廊下がつなぐことで、さまざまな屋外空間ができる。多様な内部空間と外部空間を組み合わせることで、質の違う色々な場所を、この敷地の中に用意する。

2. 公開活用計画

(1) 建造物の公開

本保存活用計画の計画区域内にある建造物を利活用の範囲とする。また公開活用のための耐震補強工事、公開に資する設備を含めた改修工事を実施する。

(2) 関連資料等の公開

現在、旧庁舎内の展示室において旧蚕糸試験場時代の備品や写真等を展示、公開しているが、蚕室の改修、復原に合わせて当時の蚕室を再現した部屋を整備する。

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

(ア) 法的条件・遵守すべき法規等

- 文化財保護法
- 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- 建築基準法、消防法及び関係法令

(イ) 関連計画

- 新庄市まちづくり総合計画
- 新庄市エコロジーガーデン利用計画

(2) 建築計画

各建造物の現況と今後の活用用途に合わせ、適切な耐震補強を実施するとともに、公開活用のために必要な改修を行う。似た形式の複数の建物がある点を生かし、「現状のまま残す」、「元の形に復元する」、「現代の要素を加えて新しくする」を適材適所に組み合わせて、建築全体を再生する。

また、それぞれの活用用途に合わせ公開活用に必要な設備（便所、給排水、音響、空調等）工事も併せて行う。

① 木架構の魅力を生かす

一棟を除いた全ての棟が木造であり、特に蚕室は各小屋組が特徴的で、一度訪れた人に強い印象を

与える大事な要素となっている。木架構の魅力を最大限に生かした耐震補強デザインを考える。

② 空間に合わせて使う

この施設が長い時を生きながらえてきたのは、元々の建築が変化を受け入れられる優れた構成であったことを意味する。今後の活動も、これら空間の良さを生かす場づくり・事づくりを考える。

(3) 蚕室の耐震補強と利活用

複数の蚕室が残っているのは全国でもここだけであり、旧蚕糸試験場新庄支場の最大の特徴でもある。一方、この蚕室群はどれ一つとして同じものがないのは特筆すべき点である。そのため、各蚕室の耐震補強と利活用についても、各々の架構を生かしながら活用用途に合わせ、それぞれ違う方法により補強と改修を行う。

- ① 第一蚕室…木架構になじむ鉄骨補強による改修を行う。鉄骨にすることで必要最低限の部材で大きな空間をつくる。仕切りのない多目的な用途に対応することのできる施設を整備する。
- ② 第二蚕室…2階床の既存梁のみ補強・保存し、当面の間施設の維持管理のためのスペースとして利用する。
- ③ 第四蚕室…元の蚕室のデザインを復元する改修を行い、オリジナルの木の柱を生かして空間をつくる。
- ④ 第五蚕室…木造の耐震補強を施し、木を使った新たな産直施設とするための改修を行う。改修時に撤去された木柱を再生し、見通しの良い空間を整備する。

(4) 管理・運営計画

当面の間、新庄市による管理体制を継続するものとするが、耐震補強と改修事業の進捗状況に応じて指定管理者制度の活用等、民間活力を導入した維持管理を行い、市民が利用しやすく親しめる施設として管理運営を行う。

4. 実施に向けて

(1) 事業計画の概要

事業計画については複数年にわたる事業とする。活用頻度の高い第1蚕室と第4蚕室、第5蚕室の蚕室3棟については、耐震補強とともに重点的に公開活用のための設備工事を実施し、第2蚕室と旧庁舎等の平屋4棟については耐震補強を主に改修を行うものとする。

(2) 事業工程

《第1期》

名 称	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第5蚕室	基本・実施設計	耐震・改修工事		
第4蚕室		基本・実施設計	耐震・改修工事	
第1蚕室			基本・実施設計	耐震・改修工事

《第2期》

名 称	平成34年度	平成35年度	平成36年度
第2蚕室	基本・実施設計	耐震・改修工事	
平屋4棟		基本・実施設計	耐震・改修工事

第6章 保護に係る諸手続

1. 保護に係る諸手続

当該文化財建造物の保存活用にあって必要となる諸手続について、運用上の方針を定める。ただし、本章の定めにおいて明確でない行為については、その都度、山形県教育庁文化財・生涯学習課及び文化庁と協議するものとする。

2. 現状を変更しようとする場合の手続

(1) 予め文化庁長官に届出を要する行為

保存修理等にあって登録有形文化財（建造物）の現状を「文化財としての価値がある部分」の位置や形（形状・材質・色合いなど）を変える場合で、移築する場合や変更する範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超える場合には、現状変更しようとする日の三十日前までに届け出が必要となる。（法第64条、規則第14条、第15条、第16条の規定による）

なお、届出を行った現状変更の内容で、仮に文化財としての価値を損なう可能性があった場合、文化庁による指導、助言又は勧告が行われる。

(ア) 保存修理等にもなう復元的行為

復元的行為とは、当該文化財建造物の創建当時の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復元する行為である。既存及び新たに発見された資料により、現状が復元年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理もしくは活用のための改修工事等に際し、復元的行為を行うことを検討する。

(イ) 保存管理、活用上の行為

保存管理、活用上の行為には、主に利用者の利便性、安全性確保のための内装の改修、設備改修、構造補強などがあげられる。当該文化財建造物は登録有形文化財（建造物）であるため、「通常望見できる範囲」の4分の1を超える変更がなければ届出の必要はないが、現在残されている内部意匠等にも文化財としての価値を見出す意見もあるため、改修等にあっては、復元的行為も含め十分に検討したうえで実施する必要がある。

(2) 届出を要しない行為

(ア) 維持の措置（法第64条第1項ただし書、規則第17条第1項第1号の規定による）

維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- ① 登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）や内装のみについて模様替えを行う場合。
- ② 雨漏りや壁のひび割れといった毀損の発生や拡大を防止するために工事等を実施する場合。
- ③ 文化財保護法以外の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合。

なお、維持の措置にかかる行為の場合、施工範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超えても、現状と同じ材料・工法を用いるものについては、届出の必要がないものとされている。

(イ) 非常災害のための必要な応急措置（法第64条第1項ただし書、規則第17条第1項第3号の規定による）

非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、または非常災害後に復旧工事として実施するもの全てが該当する。ただし、非常災害で甚大な範囲の破損等が発生した場合は毀損届を提出する必要がある。

3. 保存に影響を及ぼす行為に係る手続

建造物の現状に直接変更を加えるもの以外で、その行為によって災害や毀損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為にあたっては、必要に応じて山形県教育庁文化財・生涯学習課及び文化庁と協議する。

4. その他の手続

(1) 管理に関する届出等

(ア) 管理責任者の選任（法第60条第2項、規則第5条の規定による）

登録有形文化財の所有者は、文化財保護法及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととされている。（法第60条第1項）

しかし、特別の事情があるときは、登録有形文化財の所有者は適当な者を管理責任者に選任することができることとしており、管理責任者を選任したときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(イ) 管理責任者の解任（法第60条第4項及び第31条第3項、規則第6条の規定による）

特別の事情により選定した管理責任者を解任するときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(ウ) 所有者の変更（法第60条第4項並びに第32条第1項、規則第7条の規定による）

重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、かつ、旧所有者に対し交付された登録証を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(エ) 管理責任者の変更（法第60条第4項並びに第32条第2項、規則第8条の規定による）

重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、管理責任者を選定した時に行う届出を別途提出する必要はない。

(オ) 所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更（法第60条第4項並びに第32条第3項、規則第9条の規定による）

登録有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が登録有形文化財の所有者に係るときは、届出の際登録証を添えなければならない。

(カ) 所在場所の変更（移築）

①届出が必要な場合（法第62条、規則第11条、第12条の規定による）

a 予め届出が必要な場合

登録有形文化財の所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて文化庁長官に届け出なければならない。

b 所在場所変更後に届出可能な場合

火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合、その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合。

この場合の届出は、規則第11条第1号から第7号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更したのち二十日以内に行わなければならない。

②届出を要しない場合（法第62条ただし書、規則第12条の規定による）

a 法第64条第1項の規定による現状変更の届出を行ったうえで、現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

b 法第62条の規定による所在場所変更の届出をして、所在の場所を変更した後、届出の書面に記載した移動場所へ移動するために所在の場所を変更しようとするとき。

(キ) 文化庁へ管理に関し技術的指導を求める場合（法第66条、規則第21条の規定による）

所有者の求めに応じて実施される。

なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて山形県教育庁文化財・生涯学習課及び文化庁と協議する。

(2) 修理に関する届出等

(ア) 文化庁へ修理に関し技術的指導を求める場合（法第66条、規則第21条の規定による）

所有者の求めに応じて実施される。

なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて山形県教育庁文化財・生涯学習課及び文化庁と協議する。

(イ) 現状変更を伴う場合

2-(1)、(2)を参照する。

(3) 滅失・毀損の届出等（法第61条、規則第10条の規定による）

登録有形文化財建造物が、何らかの原因で破損・損傷してしまった場合は、所有者は、毀損の事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届出なければならない。ただし、破損等の範囲が甚大なもの以外についての届出は必要ない。

(4) 計画の改訂手続について

(ア) 改訂手続の原則

新庄市教育委員会は、今後の調査研究等の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しを行う。見直しに当たっては、山形県教育庁文化財・生涯学習課及び文化庁、その他関係機

関と事前に協議を行うものとする。見直された計画は、山形県教育庁文化財・生涯学習課を経由し、文化庁へ提出する。

(イ) 検討委員会の設置

計画の見直しに当たり、計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、新庄市教育委員会はその内容を審議するため学識経験者等から構成される検討委員会を設置するものとする。

ただし、実務的（建造物の部分及び部位の保護基準等の変更など）な見直しの場合は、検討委員会は設置しない。

資料編

保存活用計画策定の記録

国登録有形文化財旧農林省蚕糸試験場新庄支場の保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に関する諸手続を定めた保存活用計画を策定するため、国登録有形文化財旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画策定委員会（以下「委員会」とする。）に諮り策定を行った。

■策定の経過

区 分	策定委員会等	協 議 内 容
平成 28 年 9 月 27 日	新庄市教育委員会	委員の選任について承認
平成 28 年 10 月 5 日	第 1 回策定委員会	① 委員会設置要綱について ② これまでの経過について ③ 建造物調査報告について ④ 計画策定方針とスケジュールについて
平成 28 年 11 月 28 日	第 2 回策定委員会	① 素案提示、検討・協議 ② 現地視察
平成 28 年 12 月 21 日	第 3 回策定委員会	① 素案検討・協議 ② 監修・オブザーバーによる助言・指導
平成 29 年 1 月 25 日	第 4 回策定委員会	① 計画書の検討・協議 ② 計画(案)の承認
平成 29 年 2 月 16 日	新庄市教育委員会	計画策定の報告・承認
平成 29 年 3 月	新庄市議会 3 月定例会	計画策定の報告

登録有形文化財「旧農林省蚕糸試験場新庄支場」保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 文化財保護法の趣旨に基づき、登録有形文化財「旧農林省蚕糸試験場新庄支場」の保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に関する諸手続を定めた保存活用計画を策定するため、登録有形文化財「旧農林省蚕糸試験場新庄支場」保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 登録有形文化財「旧農林省蚕糸試験場新庄支場」保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定すること。
- (2) その他、保存活用計画の策定の必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、活用団体の代表者、関係機関のうちから、新庄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、新たに委員を加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、教育委員会が委員のうちから選出する。

- 2 委員長は会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは関係者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務処理)

第7条 策定委員会の事務は新庄市教育委員会社会教育課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月 5日から施行する。

別表

登録有形文化財「旧農林省蚕糸試験場新庄支場」保存活用計画策定委員会名簿

区分	氏 名	所 属	役 職
委員	奥山 亀雄	新庄市文化財保護審議会委員（建造物）	委員長
	笹 行也	新庄建築家協会会長	
	富永 祥子	工学院大学建築学部教授	
	樋口 修	交流拡大プロジェクト実行委員会委員長	副委員長
	坂本 孝一郎	しんじょう産地直売所運営協議会会長	
	渡辺 安志	新庄市エコロジーガーデン所長	
監修	後藤 治	工学院大学建築学部教授	
	小林 直弘	工学院大学建築学部特任教授	
	二村 悟	工学院大学建築学部客員研究員	
オブザーバー	西 和彦	文化庁文化財部参事官（建造物担当）調査官	
	高橋 詩織	山形県教育庁文化財・生涯学習課 主事	

事務局	関 宏之	新庄市教育委員会社会教育課長	事務局長
	伊藤 洋一	新庄市教育委員会社会教育課主査	
	長沢 祐二	新庄市都市整備課建築住宅室長	
	柏倉 敏彦	新庄市商工観光課クールジャパン新庄推進室長	
	加藤 明	新庄市商工観光課主査	



登録有形文化財（建造物）

旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画

■策定 平成 29 年 2 月

■作成 山形県新庄市教育委員会

〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号

電話 0233-22-2111 FAX 0233-22-0989

HP <http://www.city.shinjo.yamagata.jp/>